

# 鎌倉市高齢者保健福祉計画

(平成 21 年度～平成 23 年度)

平成 21 年 3 月  
鎌 倉 市

## はじめに

本市にお住まいの65歳以上の方は、平成21年1月時点でおおよそ46,000人となります。人口に占める割合も26%を超えた超高齢社会となっており、今後もさらに高齢化の進展が予測されています。

また、高齢者のうち介護保険制度の認定を受けている方は、おおよそ7,000人で、高齢者全体の約15%となっており、残りの85%の方々は認定を受けることもなく、元気に日々の生活を送っておられます。

このような状況の中、高齢者が住みなれたまちで、地域社会との関係を保ちながら、誰もが健康でいきいきと過ごし、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

そこで、こうした現状を踏まえ今回の高齢者保健福祉計画の改定では、「高齢者のための地域ネットワークづくり」「地域包括支援センター機能の充実」「認知症高齢者の支援対策」の3つの重点施策を掲げています。

今後は、地域全体で高齢者の自立生活を支え合い、介護が必要な状態になっても、住みなれたまちで暮らし続けられる環境づくりのため、地域を核とした取り組みを積極的に進め、高齢者保健福祉計画の推進に最大限の努力をしてみたいです。

また、計画の推進にあたっては、行政と市民が相互の役割を認識し、協働してよりよい地域づくりに取り組んでいくことが必要であり、今後とも市民の方々のご理解ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定に際しましては、ご尽力いただきました高齢者保健福祉計画等推進委員会の委員の皆様、多くのご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

鎌倉市長 石渡 徳一

# 目 次

第1章	高齢者保健福祉計画の策定にあたって	
1	計画改定の背景	1
2	計画のねらい	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
第2章	高齢者を取り巻く状況	
1	高齢者数の将来推計	3
2	要支援・要介護認定者数の推計	4
3	アンケート調査の概要	6
第3章	計画の基本目標と基本方針	
1	計画の体系	10
2	計画の基本目標	11
3	計画の基本方針	11
	(1) 基本方針Ⅰいつまでも元気に暮らすために	11
	(2) 基本方針Ⅱ支援を受けてより豊かな生活を送るために	12
	(3) 基本方針Ⅲ安全で安心して暮らすために	12
4	計画の重点施策	13
	(1) 重点施策の体系	13
	(2) 重点施策	14
第4章	基本方針達成のための事業	
第1節	基本方針Ⅰ いつまでも元気に暮らすために	18
1	地域における健康・福祉の推進	18
	(1) 支え合いの地域社会づくり	18
2	元気に暮らすための支援	20
	(1) いきいき事業の推進	21
	(2) 地域活動の拠点づくりの推進	22
	(3) 健康向上の対策	23
	(4) 健康維持の対策	24
	(5) 保健活動の拠点づくり	26
3	介護予防のための事業の推進	27
	(1) 介護予防の拠点	27
	(2) 特定高齢者施策	28
	(3) 一般高齢者施策	29
第2節	基本方針Ⅱ 支援を受けてより豊かな生活を送るために	30
1	生活支援サービスの充実	30
	(1) 在宅支援サービス	31
	(2) 高齢者虐待防止	32
	(3) 介護者への支援	33
	(4) 自立生活支援	33
2	介護（居宅）サービスの充実	35
	(1) 介護予防サービス	37
	(2) 地域密着型介護予防サービス	38
	(3) 介護給付（居宅）サービス	39
	(4) 地域密着型介護サービス	40

	(5) その他の介護保険サービス	41
	(6) 市が単独で行う介護事業	41
3	高齢者施設サービスの拡充	42
	(1) 介護保険施設サービス	42
	(2) その他の施設サービス	43
4	認知症高齢者に対する支援の充実	44
	(1) 地域における認知症ケアの推進	44
	(2) 認知症高齢者および介護者への支援の充実	45
5	介護保険サービスの質の確保	46
	(1) 質の高いサービスの提供	46
第3節	基本方針Ⅲ 安全で安心して暮らすために	48
1	安全・安心施策の充実	48
	(1) 安全・安心施策	48
2	高齢者住宅施策の推進	49
	(1) 高齢者・障害者が住み続けられるための住宅施策	49
3	道路交通施策の推進	51
	(1) 鎌倉市交通マスタープランにおける交通体系整備	51
	(2) オムニバスタウン計画	52
	高齢者保健福祉計画の体系	53
第5章	介護保険制度の状況	55
1	サービス基盤整備のために	55
2	介護保険サービス利用者等の状況	57
3	介護保険事業量の見込み	61
	(1) 介護予防サービスの事業量	61
	(2) 介護給付の事業量	62
	(3) 施設サービスの事業量	63
4	介護保険給付費の見込みと保険料	64
	(1) 各年度の介護予防サービス費の見込み	64
	(2) 各年度の介護給付費の見込み	65
	(3) 地域支援事業費用額の見込み	66
	(4) 介護保険第1号被保険者の保険料	66
	計画策定のための体制と進行管理	69
1	計画策定のための体制	69
2	計画の進行管理	70
	用語集	71

# 第1章 高齢者保健福祉計画の策定にあたって

## 1 計画改定の背景

鎌倉市では、65歳以上の高齢者人口が平成20年3月末現在45,677人で、全人口に占める割合は、25.9%となり、超高齢社会となっています。

要介護認定者は、平成20年3月末現在7,349人で、介護保険制度発足当時の平成13年3月の3,625人に比べると約2倍になっていて、これからも増加していくと考えられます。また、介護保険給付費についても、制度発足当時と比較して、居宅サービスでは約3倍、施設サービスでは約1.5倍で、全体としては約2.3倍の伸びを示しており、平成21年度には給付費が100億円を超える見込みとなっています。

平成27年には「団塊の世代」といわれる人たちが全て65歳以上となり、さらに高齢化が進む中、いかに健康を維持し、いきいきと過ごせるかが重要な課題となっています。さらに、多様な価値観を持つ高齢者が増えることによる、新たな高齢者像を視野に入れたサービスの構築を進めることも課題となってきます。

高齢期になってもその人らしく健康に、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、整備すべき保健・福祉サービスの目標量を定め、健康な高齢者から介護を必要とする高齢者までの総合的な計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画のねらい

超高齢社会の到来により、高齢者が地域社会の中で、健康でいきいきと過ごし、いろいろな活動により充実した生活が送れるような、また、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら安心して住みなれたまちで暮らし続けられるような環境づくりが必要です。

さらに、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、これらの人たちが地域での生活を続けるために、見守り支え合う地域づくりが求められています。

そのため、高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるよう、健康づくりや介護予防事業の推進や、多様な介護サービスの基盤整備をしていくとともに、高齢者の権利擁護や地域における生きがいづくり、見守り支え合いの地域づくりを支援し、住みなれたまちで、健康でいきいきと過ごし、安心して暮らし続けられるようなまちづくりを目指します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、全ての市区町村に策定が義務付けられている、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画及び保健施策が一体となった計画です。

また、本市の行政運営の基本指針である「第 3 次鎌倉市総合計画」及び乳幼児から高齢者まで生涯に亘る保健福祉の計画である「鎌倉市健康福祉プラン」を上位計画として、それらとの整合性を図りながら策定する計画となっています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年です。

なお、計画期間の最終年である平成 23 年度には見直しを行い、新たに平成 24 年度以降の計画を策定する予定です。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業計画	←————→								
高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画			▲ 見直し	←————→					
高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画						▲ 見直し	←————→		

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者数の将来推計

第3次鎌倉市総合計画における人口推計（平成17年2月）から、65歳以上の高齢者人口と高齢化率を算出しました。今後、本市の総人口は減少していきませんが、平成26年度には、高齢化率は31.8%にまで上昇すると推計しています。

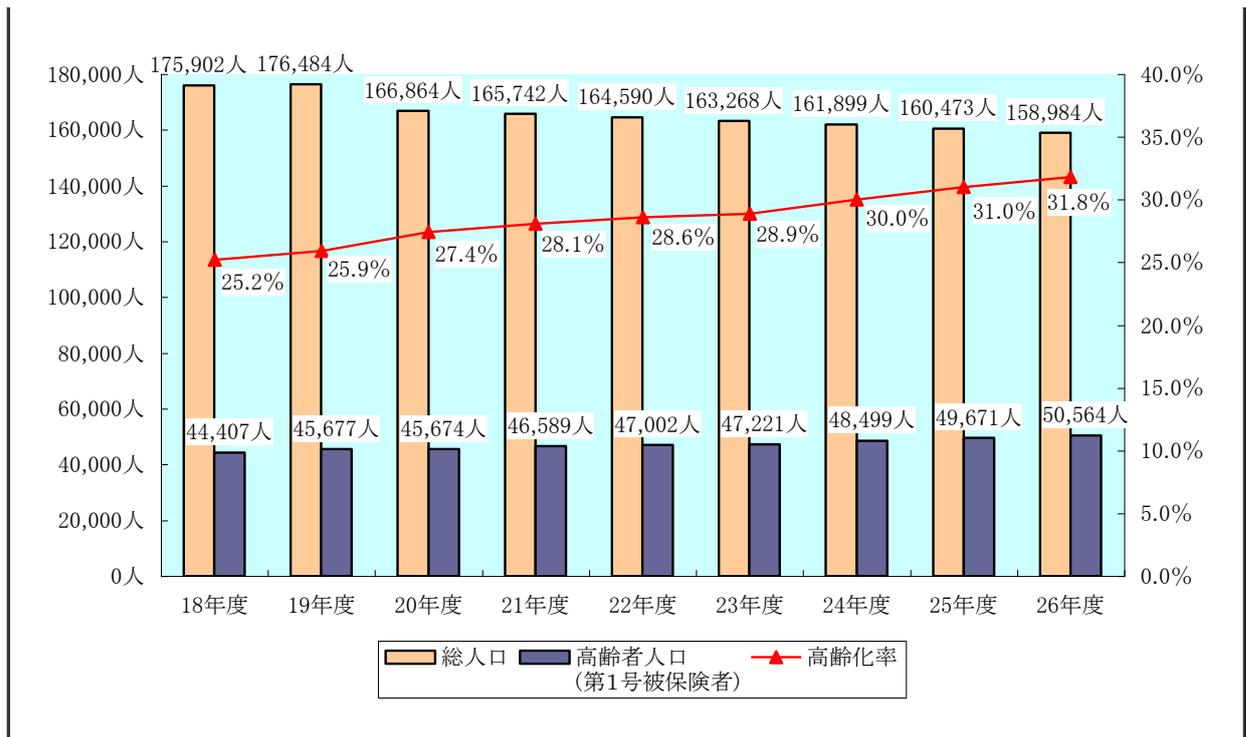
表1 鎌倉市の総人口と高齢者人口の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総人口	175,902人	176,484人	166,864人	165,742人	164,590人	163,268人	161,899人	160,473人	158,984人
高齢者人口 (第1号被保険者)	44,407人	45,677人	45,674人	46,589人	47,002人	47,221人	48,499人	49,671人	50,564人
高齢化率	25.2%	25.9%	27.4%	28.1%	28.6%	28.9%	30.0%	31.0%	31.8%
65～74歳	23,919人	24,222人	24,265人	24,549人	24,139人	23,584人	24,180人	24,798人	25,261人
75歳以上	20,488人	21,455人	21,409人	22,040人	22,863人	23,637人	24,319人	24,873人	25,303人
40～64歳人口 (第2号被保険者)	59,716人	59,847人	58,321人	58,082人	58,319人	58,722人	58,043人	57,330人	56,725人

※斜体は推計値

※ 平成18年度、19年度は年度末（3月31日）の実績値ですが、20年度以降の推計値（コーホート要因法\*による）は各年度の10月1日を基準日としています。

図1 鎌倉市の総人口と高齢者人口の推移



## 2 要支援・要介護認定者数の推計

高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれます。これまでの経過を踏まえると、上昇の一途をたどりますが、平成 18 年度から介護予防事業や介護予防給付を実施していることにより、認定者数の増加が鈍化すると見込みました。

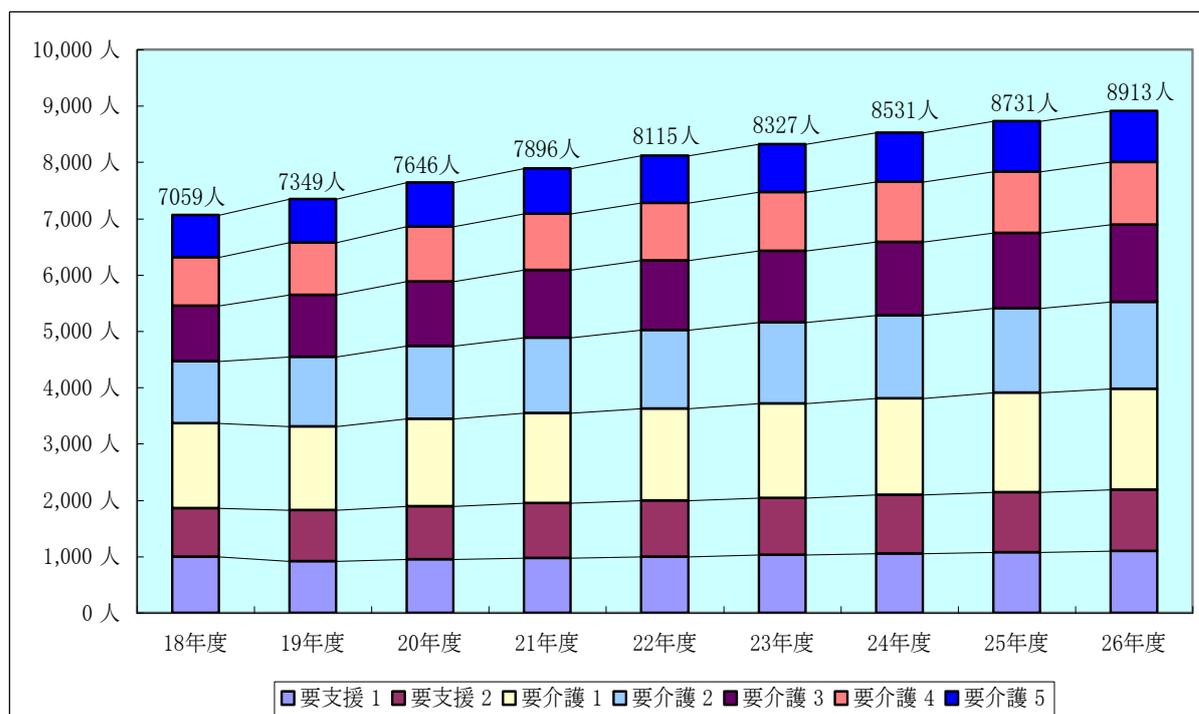
これにより、平成 26 年度には要支援・要介護認定者数が 8,913 人に達すると推計しました。

表 2 年度別要支援・要介護認定者数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
要支援 1	998 人	914 人	950 人	978 人	1,002 人	1,027 人	1,052 人	1,078 人	1,099 人
要支援 2	860 人	906 人	942 人	970 人	994 人	1,018 人	1,043 人	1,069 人	1,090 人
要介護 1	1,512 人	1,492 人	1,551 人	1,597 人	1,636 人	1,676 人	1,717 人	1,759 人	1,794 人
要介護 2	1,101 人	1,235 人	1,296 人	1,347 人	1,394 人	1,435 人	1,470 人	1,506 人	1,543 人
要介護 3	986 人	1,097 人	1,151 人	1,197 人	1,238 人	1,275 人	1,306 人	1,338 人	1,371 人
要介護 4	860 人	937 人	965 人	993 人	1,016 人	1,042 人	1,068 人	1,089 人	1,108 人
要介護 5	742 人	768 人	791 人	814 人	835 人	854 人	875 人	892 人	908 人
計	7,059 人	7,349 人	7,646 人	7,896 人	8,115 人	8,327 人	8,531 人	8,731 人	8,913 人

※斜体は推計値

図 2 年度別要支援・要介護認定者数（単位：人）



## 5 地域別の人口と要支援・要介護認定者数（平成20年12月末現在）

玉縄地域	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	11,499 人	軽度	279 人
40～64歳	8,667 人	中・重度	485 人
65～74歳	3,157 人	合計	764 人
75歳以上	2,143 人	認定率	14.42 %
合計	25,466 人	高齢化率	20.81 %

### 玉縄地域

### 大船地域

大船地域	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	18,355 人	軽度	726 人
40～64歳	14,039 人	中・重度	797 人
65～74歳	5,360 人	合計	1,523 人
75歳以上	4,526 人	認定率	15.41 %
合計	42,280 人	高齢化率	23.38 %

深沢地域	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	14,255 人	軽度	635 人
40～64歳	11,485 人	中・重度	687 人
65～74歳	4,843 人	合計	1,322 人
75歳以上	3,990 人	認定率	14.97 %
合計	34,573 人	高齢化率	25.55 %

### 深沢地域

### 鎌倉地域

鎌倉地域	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	17,522 人	軽度	1,051 人
40～64歳	16,686 人	中・重度	1,358 人
65～74歳	6,846 人	合計	2,409 人
75歳以上	7,046 人	認定率	17.34 %
合計	48,100 人	高齢化率	28.88 %

### 腰越地域

腰越地域	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	9,329 人	軽度	584 人
40～64歳	8,970 人	中・重度	616 人
65～74歳	4,016 人	合計	1,200 人
75歳以上	3,750 人	認定率	15.45 %
合計	26,065 人	高齢化率	29.79 %

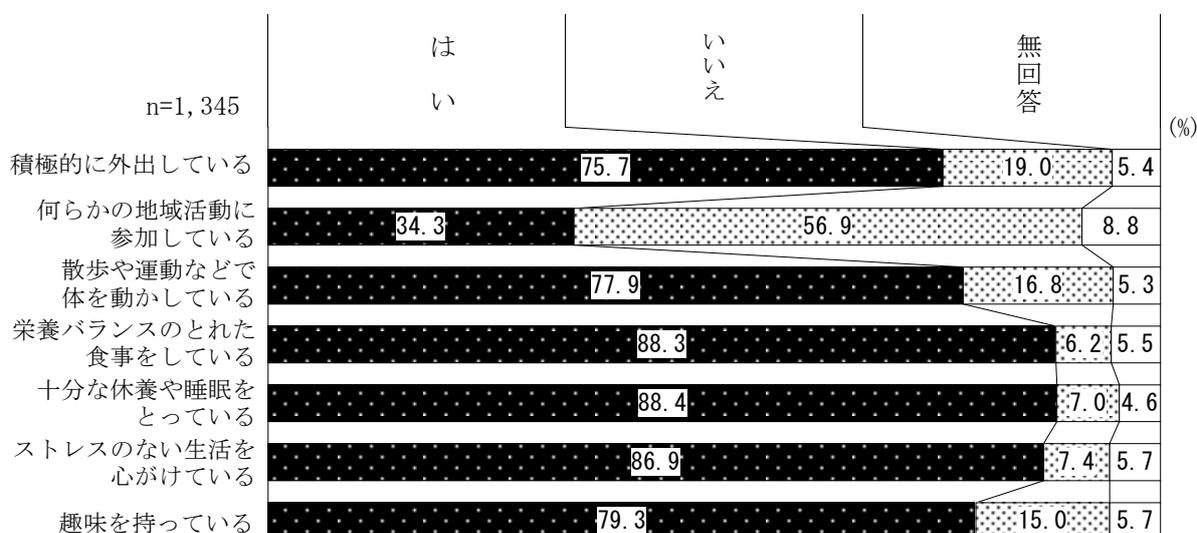
### 5 地域合計

5地域合計	人口	要支援・要介護認定者	
40歳未満	70,960 人	軽度	3,275 人
40～64歳	59,847 人	中・重度	3,943 人
65～74歳	24,222 人	合計	7,218 人
75歳以上	21,455 人	認定率	15.80 %
合計	176,484 人	高齢化率	25.88 %

鎌倉市の被保険者で他市に居住する住所地特例の認定者を除く

### 3 アンケート調査の概要（高齢者保健福祉に関するアンケート調査より）

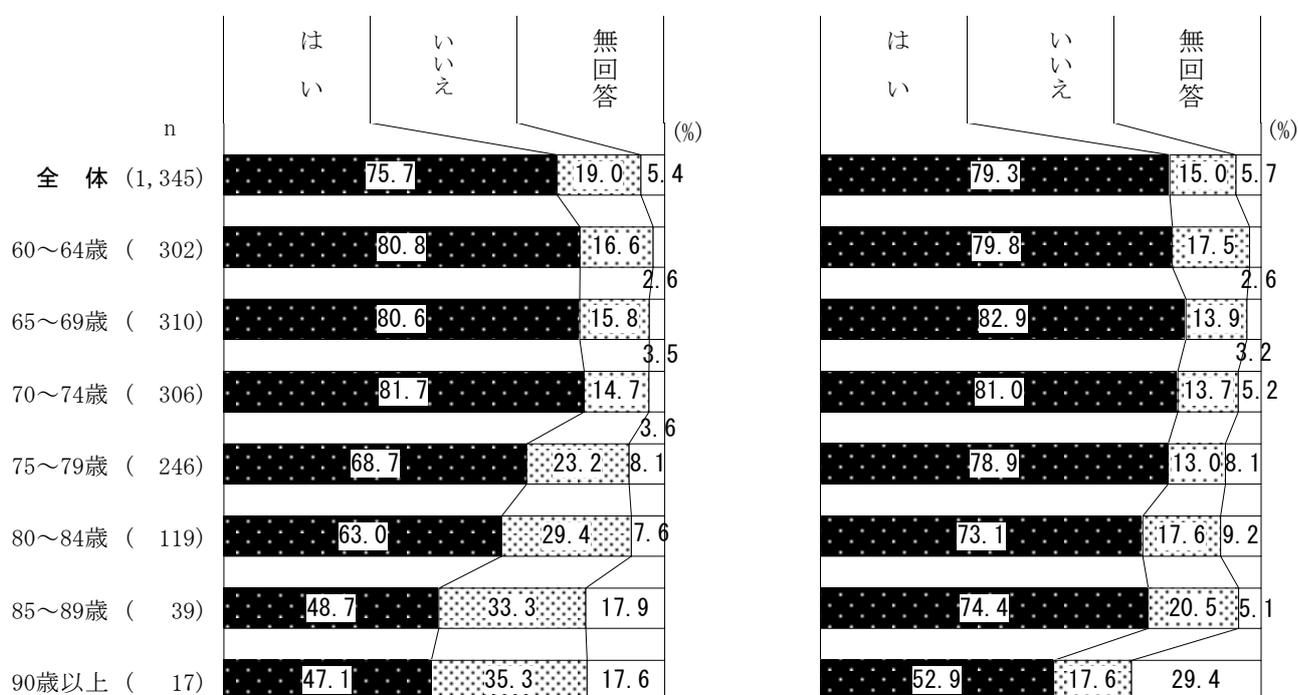
#### ○ 日常生活における現在の状況



日常生活における現在の状況では、7項目中6項目では7割以上が肯定的な回答となっています。それに対して、「何らかの地域活動に参加している」は「はい」が34.3%となり、「いいえ」(56.9%)を23ポイント下回っています。

#### 積極的に外出している

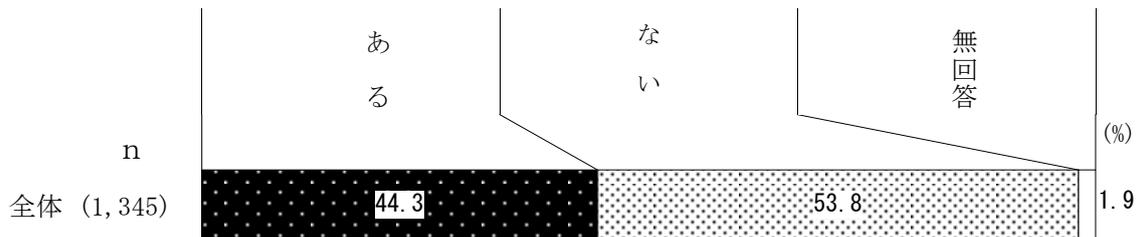
#### 趣味をもっている



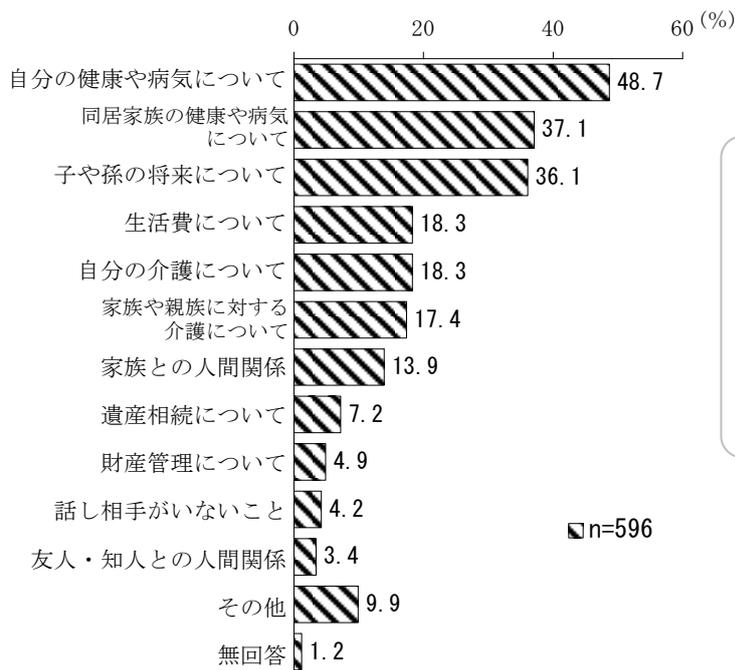
※回答者数が30未満のものは本文で触れていません。

年齢別では、「積極的に外出している」は75歳を境に肯定的な回答が比較的少なくなっています。「趣味をもっている」は年代による違いは比較的少なくなっています。

○ 悩み（不安）やストレスの有無

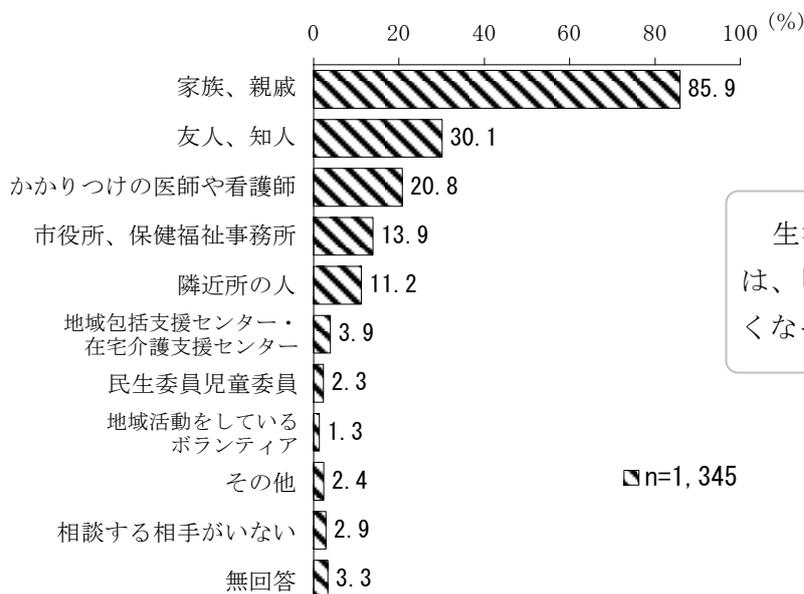


○ 悩み（不安）やストレスの原因



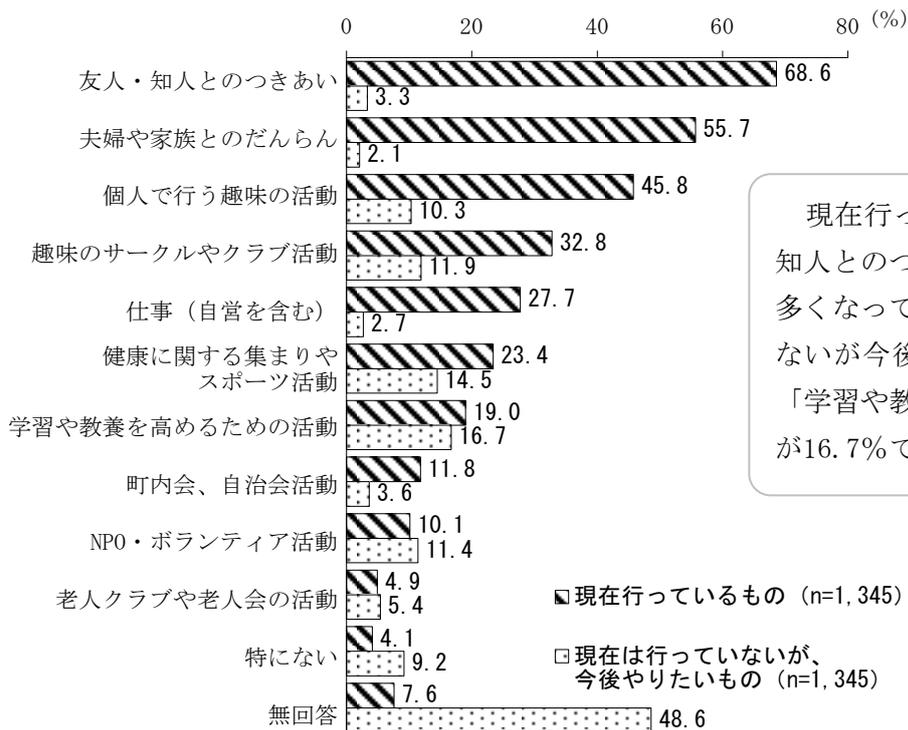
悩み（不安）やストレスの原因は、「自分の健康や病気について」が48.7%で最も多く、「同居家族の健康や病気について」（37.1%）、「子や孫の将来について」（36.1%）が3割台で多くなっています。

○ 生活で困ったときの相談先



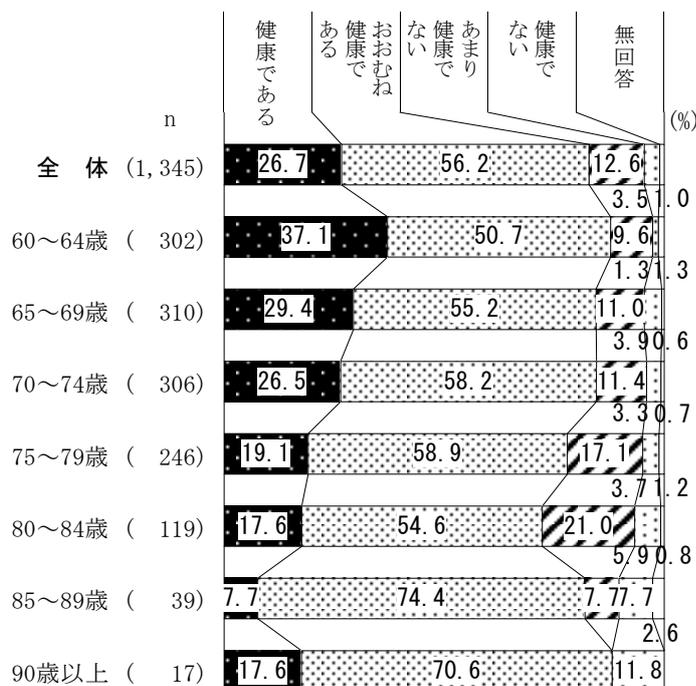
生活の中で困ったときの相談先では、「家族、親戚」が85.9%と特に多くなっています。

## ○ 現在行っている活動と、今後やりたい活動



現在行っている活動は、「友人・知人とのつきあい」が68.6%で最も多くなっています。現在は行っていないが今後やりたいものとしては、「学習や教養を高めるための活動」が16.7%で最も多くなっています。

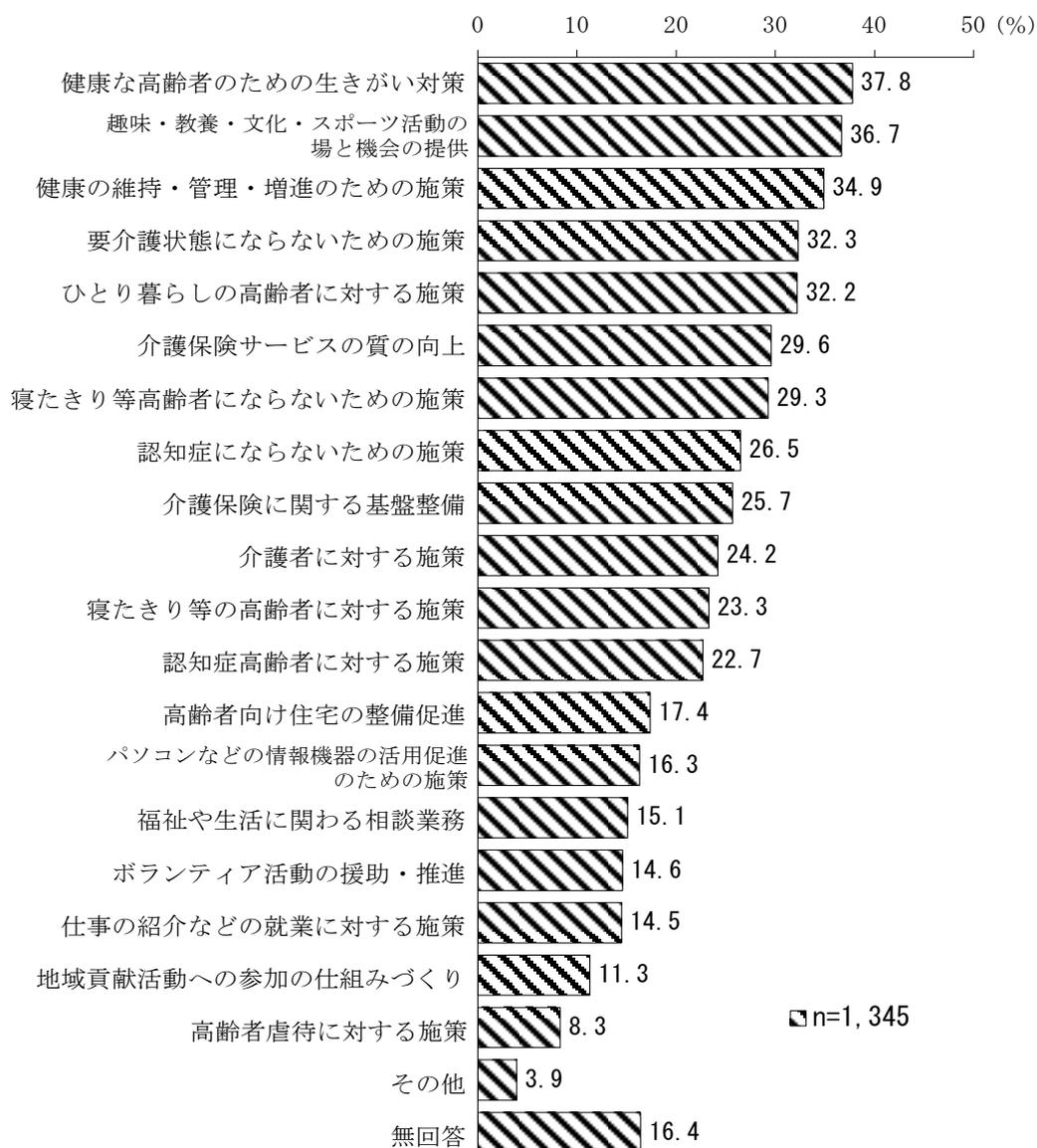
## ○ 健康状態



健康状態を年齢別で見ると、「健康である」は60～64歳で87.8%となっていますが、年代があがるにつれて減少傾向にあり、80歳～84歳では72.2%となっています。

※回答者数が30未満のものは本文で触れていません。

## ○ 充実を望む市の高齢者施策

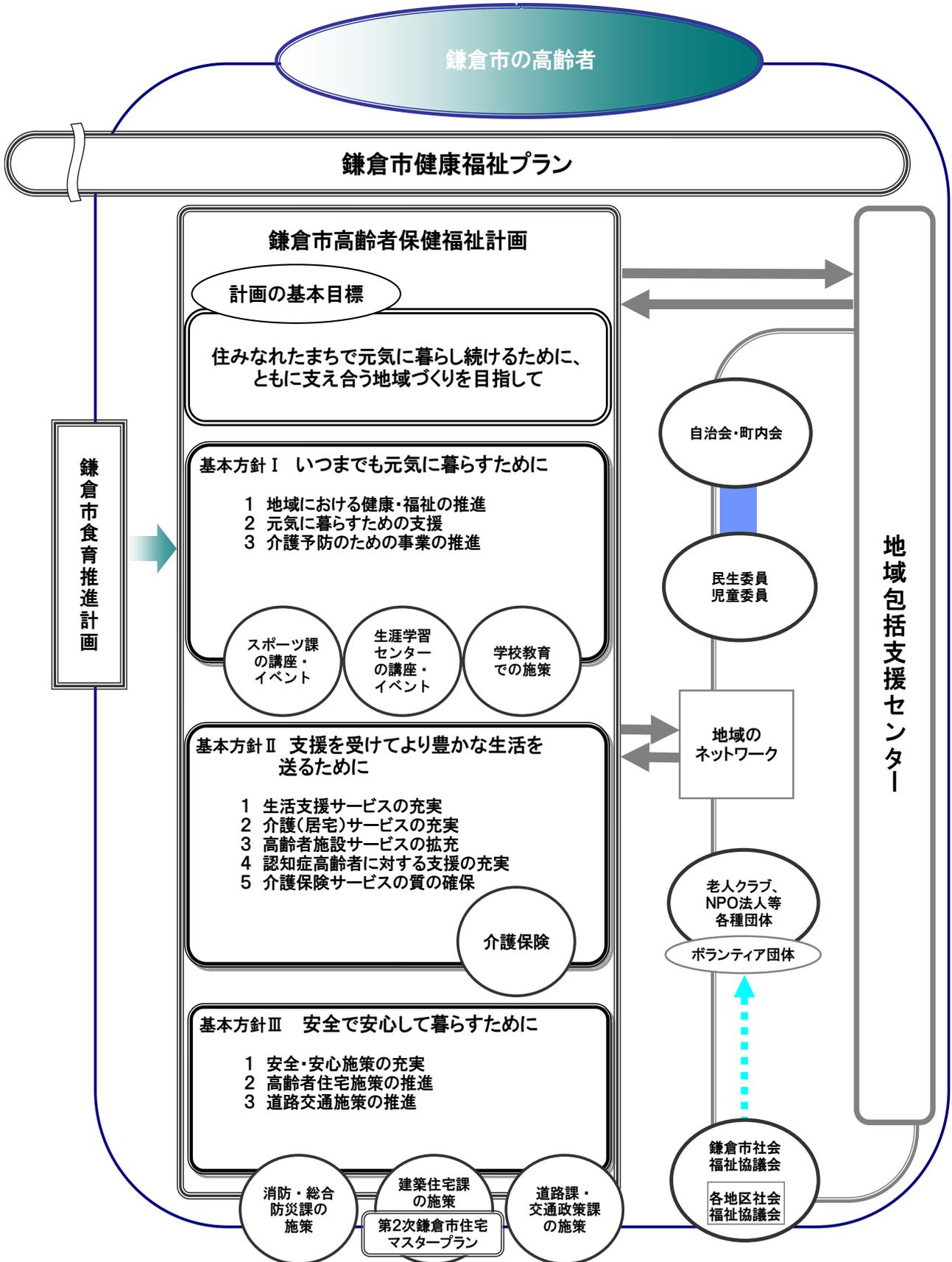


充実を望む市の高齢者施策では、「健康な高齢者のための生きがい対策」が 37.8%で最も多く、「趣味・教養・文化・スポーツ活動の場と機会の提供」(36.7%)や「健康の維持・管理・増進のための施策」(34.9%)が僅差で続いています。

アンケート実施期間	平成 20 年 2 月 8 日 (金) ~ 2 月 29 日 (金)
対象者	市内在住の 60 歳以上で要介護認定を受けていない人
配布数	2,000 票
回収数	1,345 票 (回収率 67.3%)

# 第3章 計画の基本目標と基本方針

## 1 計画推進のための関連



## 2 計画の基本目標

急速に進む高齢化に伴い、高齢者が住みなれた地域や家庭において、健康で、元気に暮らすことができるよう、地域全体で高齢者の自立生活を支えていく環境づくりが求められています。また、高齢者が自らの経験や知識を活かして地域社会を支えていくことが重要になってきます。

そこで、超高齢社会に入っている鎌倉市の平成 21 年度から 23 年度における本計画の基本目標を

**「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」**

とします。

## 3 計画の基本方針

本計画の基本目標に向けた取り組みを進めるために、3つの基本方針を掲げます。

基本方針は、計画を策定する上での基本的な視点を定めたもので、計画全体の骨組みをなすものとなります。また、それぞれの基本方針のもとに、基本方針達成のための事業を策定し、実現に向けた取り組みを推進していきます。

### (1) 基本方針Ⅰ いつまでも元気に暮らすために

市で行った高齢者保健福祉に関するアンケート調査においても、84%の人が「健康である」「おおむね健康である」と答えています。

この健康をいつまでも維持するため、社会とのつながりを持ち続け、生きがいを持って生活できるように、高齢者の主体的な活動や生涯学習等の支援を促進します。

さらに、「自分の健康は、自分で守る」という健康意識の向上を図るとともに、日頃からの健康づくりと疾病予防ができるよう各種の健康診査等を行い、要介護状態にならないよう予防事業を推進します。

また、ともに支え合う地域づくりのために、市、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、NPO、社会福祉協議会等が相互に連携、協力できるようネットワークづくりの支援をするとともに、高齢者を地域全体で支えていくための支援体制の充実を図り、ボランティアや市民団体等の育成と活動支援を行います。

#### 【施策の目標】

- 1 地域における健康・福祉の推進
- 2 元気に暮らすための支援
- 3 介護予防のための事業の推進

## **(2) 基本方針Ⅱ 支援を受けてより豊かな生活を送るために**

介護や生活支援が必要になっても、住みなれたまちで豊かな生活が続けられるよう地域包括支援センターを中心とした地域ケアを充実させ、一人暮らし高齢者の支援や相談体制を充実します。

また、介護保険サービスについても適切に利用していただくためのケアマネジメントを充実し、認知症高齢者やその家族に対して、さらに充実した支援を推進します。

### **【施策の目標】**

- 1 生活支援サービスの充実
- 2 介護（居宅）サービスの充実
- 3 高齢者施設サービスの拡充
- 4 認知症高齢者に対する支援の充実
- 5 介護保険サービスの質の確保

## **(3) 基本方針Ⅲ 安全で安心して暮らすために**

住みなれたまちをより安全にし、安心して暮らすことができるよう消防本部や防災担当部署との連携を図ります。

また、住宅担当部署と連携して、高齢者向け住宅施策を推進するとともに、道路交通担当部署と連携して、歩きやすい歩道の確保や利用者の立場に立ったバスサービスを考えていきます。

### **【施策の目標】**

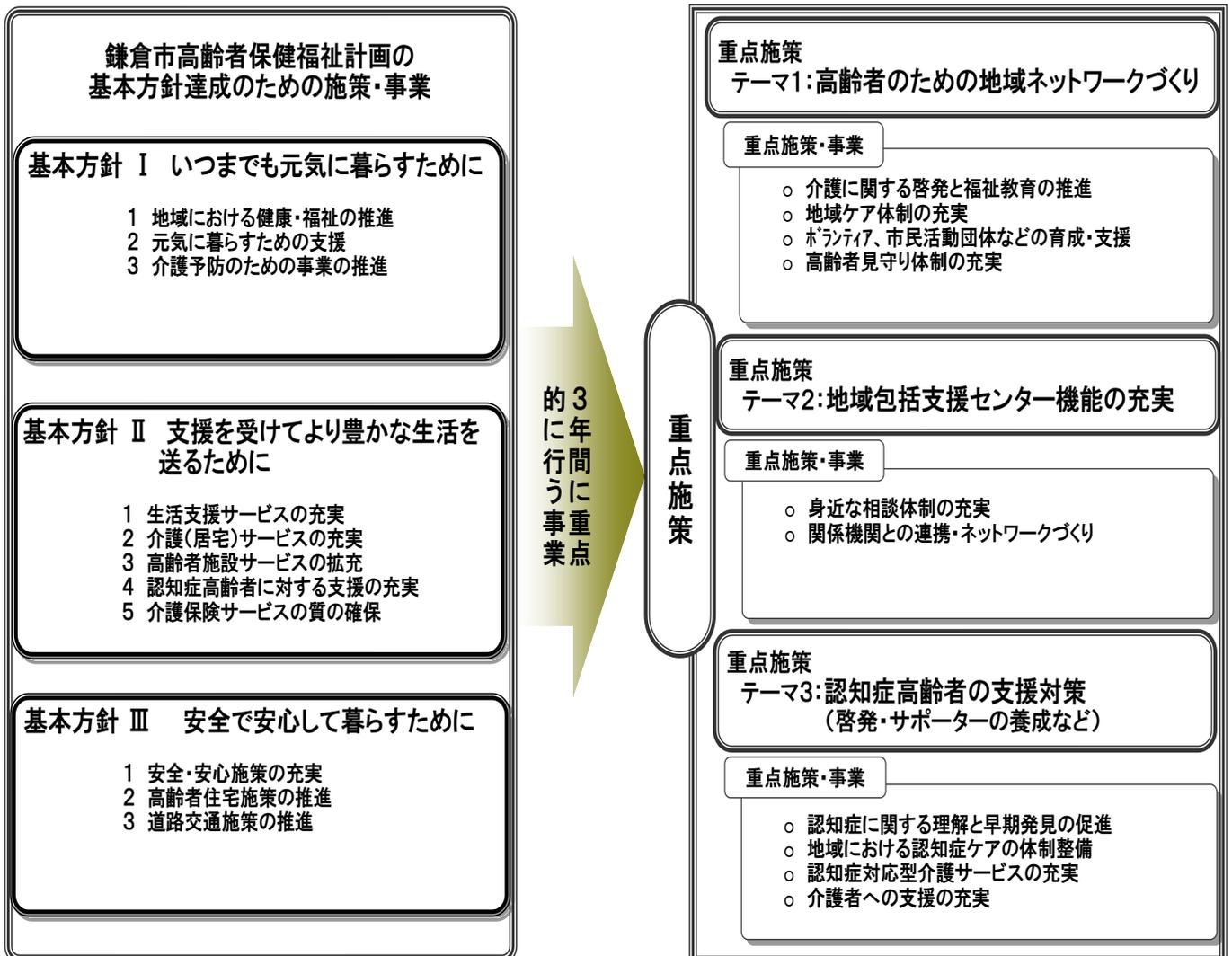
- 1 安全・安心施策の充実
- 2 高齢者住宅施策の推進
- 3 道路交通施策の推進

## 4 計画の重点施策

### (1) 重点施策の体系

超高齢社会となった鎌倉市の高齢者保健福祉の取り組みの中で、早急な課題解決が望まれるもの、次期計画以降の鎌倉市の今後を見据え、取り組んでおかなければならないものなど、アンケート調査などに寄せられた意見・要望を踏まえ、本計画期間である平成 23 年度までに積極的に取り組む施策を重点施策としています。

#### 【重点施策の体系】



## (2) 重点施策

### 重点施策テーマ1:高齢者のための地域ネットワークづくり

#### ○ 介護に関する啓発と福祉教育の推進

高齢者福祉や介護は、本人と家族といった当事者のみの問題でなく、地域全体の問題として捉えていく必要があります。そのためには、市民に高齢者福祉や介護について市民講座などを通して啓発・教育を行うとともに、学校教育においても地域の高齢者との交流や体験学習、福祉教育などを充実し、地域福祉を担う人材の育成に取り組んでいきます。

#### ○ 地域ケア体制の充実

高齢者支援に携わる関係機関（県保健福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関など）や関係団体（自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、NPOなど）とのネットワークを強化し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう地域における支援体制の充実を図ります。

また、地域の関係機関や関係団体が集い、地域の課題の共有と解決方法の検討を行う地域ケア会議を推進していきます。

#### ○ ボランティア、市民活動団体などの育成・支援

増加する高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を行っていくためには、制度による介護サービスだけでは限界があり、ボランティアや市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠となることから、その活動を積極的・安定的に継続できるよう支援する体制を整備していきます。

#### ○ 高齢者見守り体制の充実

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが孤立することなく、いつまでも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターや自治会、町内会、民生委員児童委員などとの連携を強化し、「地域での気づき・見守り体制づくり」を促進し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進していきます。

## 重点施策テーマ2:地域包括支援センター機能の充実

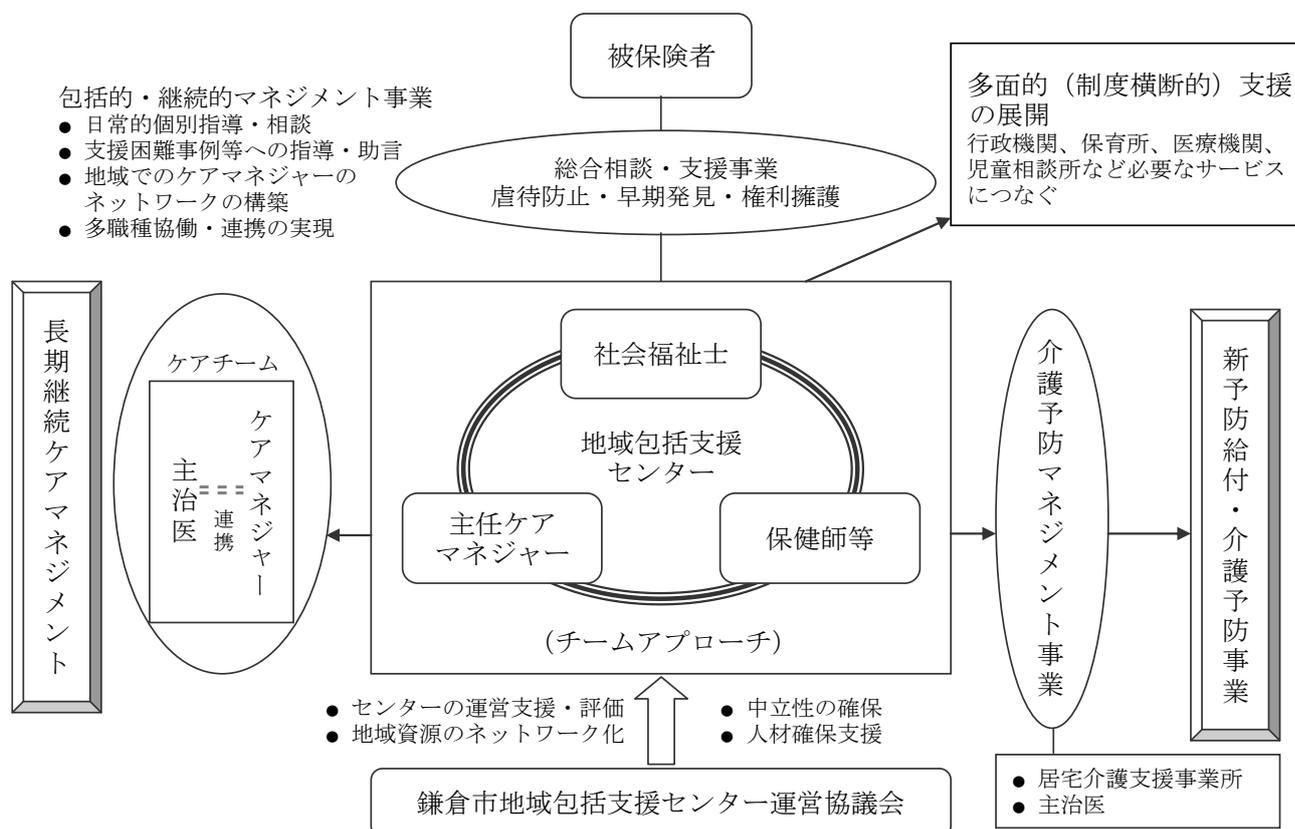
高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするためには、その人の状態に応じた介護や医療などのサービスを、切れ目なく提供することが必要です。

平成17年度までは、高齢者の相談窓口として在宅介護支援センターが対応してきましたが、平成18年度からの制度改正により、地域における保健・医療・福祉の向上や高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、新たに地域包括支援センターが設置されました。

地域包括支援センターには相談業務や地域のネットワーク構築、地域資源の情報収集、把握などの広範な業務への一層の取り組みが求められていますが、各地域に1か所ずつある地域包括支援センターと、その協力機関としての在宅介護支援センターにより対応しています。

このようなことから、平成21年度以降、地域包括支援センターの設置数や人員体制、在宅介護支援センターの活動状況を踏まえ、地域包括支援センターの機能充実に向けて見直しを行っていきます。

### 地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ



## ○ 身近な相談体制の充実

地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口になっています。くらしの悩み事や保健福祉、介護に関する初期相談、専門機関への相談支援、高齢者の実態把握、権利擁護などを含む相談体制について、関係機関、関係団体などとの連携をとりながら、高齢者とその家族からの多様な相談に対応していきます。

また、地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために必要な支援の把握に努めていきます。さらに、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービスや他制度の利用につなげていけるよう、関係機関、関係団体などとの連携に取り組んでいきます。

## ○ 関係機関との連携・ネットワークづくり

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、地域の関係機関や民生委員児童委員、ボランティア団体などとの情報交換、介護保険外サービスや関係情報の収集及び提供などを積極的に行い、地域住民、関係機関、関係団体との連携を推進していきます。

## 重点施策テーマ3:認知症高齢者の支援対策(啓発・サポーターの養成など)

### ○ 認知症に関する理解と早期発見の促進

今後、認知症高齢者は高齢者人口に比例し増加していくと見込まれ、認知症になっても在宅で生活される人も多くなると考えられます。また、若年性認知症の人への支援も求められています。

そこで、認知症の早期発見のため、認知症についての知識の普及や相談体制の整備を進め、認知症の人への接し方や対応方法などについて、教室や講演会を開催して広く住民に普及するよう努めます。

### ○ 地域における認知症ケアの体制整備

認知症の人のケアを地域の課題として捉え、認知症になっても本人や家族が地域で安心して生活ができる体制を作ることが必要です。これまで取り組んできた認知症予防、早期発見、早期対応に加え、発症後の生活を支援するため、認知症サポーター養成講座等を開催して、地域の中での見守り体制を整えるとともに、医療機関、県保健福祉事務所、民生委員児童委員、家族会などの関係機関との支援協力体制がとれるよう、ネットワークを強化していきます。

### ○ 認知症対応型介護サービスの充実

環境の変化に敏感な認知症の人が、住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険の地域密着型サービスによる認知症対応型介護サービスを整備・充実していきます。

### ○ 介護者への支援の充実

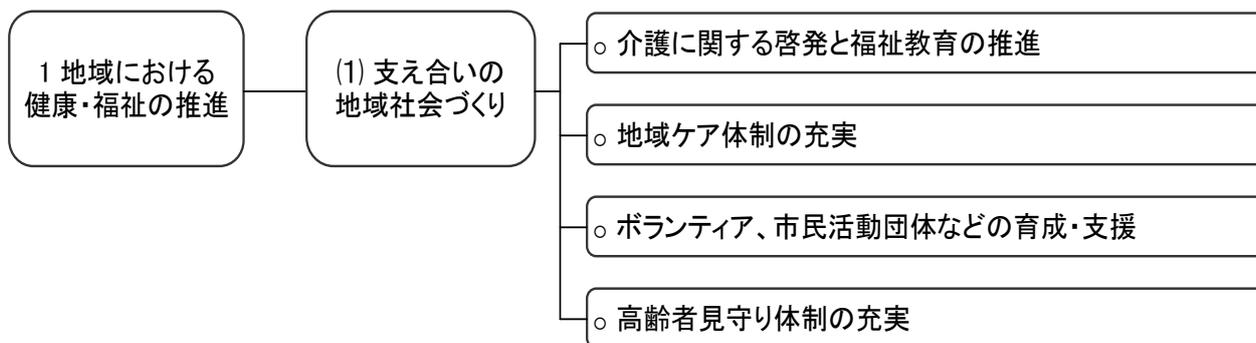
認知症の人を介護する家族等に対し、介護負担軽減のための情報提供や介護家族教室等による介護方法についての知識習得など、介護者の負担を軽減する支援を充実していきます。

## 第4章 基本方針達成のための事業

### 第1節 「基本方針Ⅰ いつまでも元気に暮らすために」

#### 1 地域における健康・福祉の推進

【体系図】



#### (1) 支え合いの地域社会づくり

##### ○ 介護に関する啓発と福祉教育の推進

高齢者福祉や介護は、本人と家族といった当事者のみの問題でなく、地域全体の問題として捉えていく必要があります。そのため、市民に高齢者福祉や介護について啓発・教育を行うとともに、地域の高齢者との交流を充実し、福祉教育の推進に取り組んでいきます。

【施策・事業】

- 学校における福祉教育、体験学習などの実施
- 市民講座などによる福祉教育の推進
- 認知症啓発講座の拡充

##### ○ 地域ケア体制の充実

高齢者支援に携わる関係機関（県保健福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関など）や関係団体（自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、NPOなど）とのネットワークを強化することにより、地域における高齢者支援体制の一層の充実を図ります。

【施策・事業】

- 保健・医療・福祉機関の連携強化
- 地域包括支援センターを核とした高齢者支援体制の充実

- 関係団体（自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、NPOなど）との連携強化
- 地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などとの連携強化
- 在宅高齢者生活支援サービス検討委員会との連携

#### ○ ボランティア、市民活動団体などの育成・支援

今後増加する高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を行っていくためには、制度による介護サービスだけでは限界があり、ボランティアや市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠となり、ますますその役割が重要となってきます。

そのため、これからの高齢者支援の担い手となるボランティアや市民活動団体などの活動支援を行います。

#### 【施策・事業】

- 市と市社会福祉協議会の協働事業として、（仮称）地域福祉支援室を開設
- 地域の先進的な取り組み事例の収集と発信
- 市社会福祉協議会への支援
- 市民活動団体、NPO等への支援
- 地域福祉活動の担い手に対して、資質向上に向けた各種研修等の実施
- 民生委員児童委員への支援及び研修の実施

#### ○ 高齢者見守り体制の充実

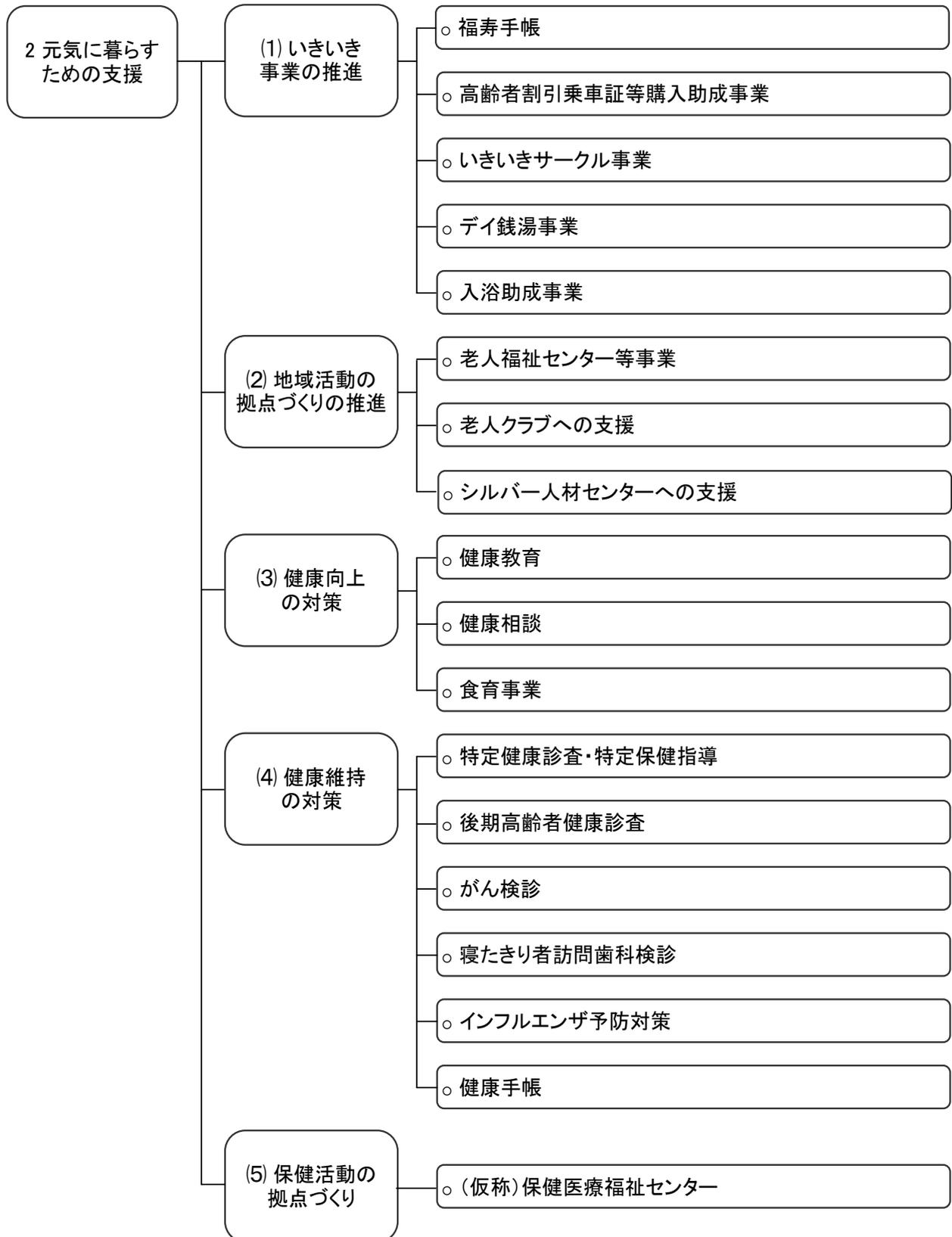
近所づきあいが希薄化してきている現状を踏まえ、「地域での気づき・見守り体制づくり」を促進し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるしくみづくりの充実を図ります。

#### 【施策・事業】

- 「一人暮らし高齢者登録制度」の周知及び促進
- 自治会・町内会、民生委員児童委員などとの連携を強化し、「地域での気づき・見守り体制づくり」を促進
- 「地域包括支援センターによる見守り体制」の充実
- 「ファイヤーヘルパー登録制度」の周知及び連携強化
- 「災害時における要援護者登録制度」の周知及び連携強化
- 高齢者の虐待防止相談の充実

## 2 元気に暮らすための支援

【体系図】



## (1) いきいき事業の推進

### ○ 福寿手帳

高齢者のための制度や健康管理についての内容を記載した手帳で、希望者に渡していますが、平成19年9月からは、65歳になる人全員に介護保険被保険者証とともに送っています。

### ○ 高齢者割引乗車証等購入助成事業

75歳以上の方が、市内に路線を持つ各バス会社の高齢者向け乗車証、共通バスカード、または江ノ島電鉄の電車や湘南モノレールの高齢者向け乗車証等のいずれかを購入する場合に、購入料金の一部を助成し、外出の支援を推進します。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標利用人数	8,500人	9,900人	10,250人	10,600人

### ○ いきいきサークル事業

60歳以上で、介護保険の認定を受けていない人を対象に、地域の高齢者の生きがいをづくりを目的とした住民主体の自主活動を支援して、レクリエーションや軽体操、仲間との交流等により、生きがいをづくりの推進と健康増進を図ります。

また、老人福祉センター等においても実施しています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
いきいきサークル 新規目標数	5団体	8団体	10団体	10団体 (+自主化5か所)

### ○ デイ銭湯事業

60歳以上で、介護保険の認定を受けていない人を対象に、公衆浴場を利用して、健康チェック、健康体操、入浴、レクリエーション等のサービスを提供し、健康維持と生きがいをづくりの推進に努めます。

### ○ 入浴助成事業

65歳以上の方が市内公衆浴場を利用する際、入浴料金の一部を助成し、健康づくりや世代間交流などを支援します。

## (2) 地域活動の拠点づくりの推進

### ○ 老人福祉センター等事業

老人福祉センターは4か所、老人いこいの家は1か所設置され、高齢者のいきいきとした生活支援の場として趣味・教養の向上のための活動や健康増進に関する教室及び、健康・福祉に関する相談等各種の事業を実施しています。今後増加が見込まれる高齢者の地域の交流拠点として、施設の特性を活かしながら地域との連携を推進します。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を効果的に活用することにより、効率的な施設の管理運営を行なうことで、利用者ニーズに合った事業の開催と小・中学生との世代間交流、福祉教育のための実習生の受け入れなどを実施しています。また、日頃から鍛錬された成果を文化祭やフェスティバルを通じて発表することにより、高齢者福祉に対する理解を拡げ、地域との交流や協働活動の充実をさらに図ります。

### ○ 老人クラブへの支援

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を柱に活動しています。

鎌倉市老人クラブ連合会では、会員の高齢化・会員の減少等の課題から、老人クラブのあり方を変えるため、また、団塊の世代を誘うイメージチェンジを図るために、会の愛称、シンボルマークそしてイメージソングまでも作り、会の一層の活性化を図り、活発な加入促進運動を2007年から行っています。

平成20年6月1日現在、愛称「みらいふる鎌倉」を通称名にし、81クラブ、3,887人の会員が元気に活動しています。

老人クラブの活動は、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、地域ごとに多種多様な活動が行われていて、その活動及び役割が今後ますます期待される組織として、引き続き支援していきます。

### ○ シルバー人材センターへの支援

鎌倉市シルバー人材センターは、高齢者が社会でいきいきと活躍いただくために、就業の機会を提供しています。

市は、こうした役割を担う鎌倉市シルバー人材センターを支援し、高齢者が新たな分野の仕事にチャレンジしたり、今まで培われた知識や経験をいかしながら、地域社会の担い手となり続けられる環境づくりに取り組みます。

### (3) 健康向上の対策

#### ○ 健康教育

いきいきした高齢期の健康づくりが主体的に取り組めるよう、健康の維持増進、疾病予防や介護予防に関する知識についての適切な情報を提供し、日常生活に役立てていきます。

##### ● 健康講座

一般市民を対象に、健康づくりや介護予防に関する講演会を開催します。

##### ● 地域の健康づくり

老人クラブや自治会・町内会等、地域に保健師や管理栄養士が出向いて、健康や介護予防に関する話や体力測定等を行います。また、地域の中で、健康づくりに取り組む自主グループや地区組織の活動を支援していきます。

##### ● 機能訓練教室

脳卒中等の疾病や負傷による心身の機能低下により、医療終了後も継続して機能訓練の必要な人を対象に、機能の維持及び改善を図り、生活圏の拡大や仲間づくりなど積極的な社会参加を目指します。

#### ○ 健康相談

管理栄養士や保健師が適切な生活習慣や栄養の取り方について、個別的な相談を実施することで、健康の維持・生活習慣病の防止を図っていきます。

#### ○ 食育事業

食育は、「食を通して豊かな環境、健やかな心身を地域で育むまちづくり」を基本理念としています。

食を通じた健康づくり、食生活を見直す機会を与え、食をとおした人づくり、食の“わ”でつなぐ地域づくり、食から始める環境づくりに、鎌倉市食育推進計画のもとで取り組んでいきます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者を対象とした食育事業実施目標回数	1 回	2 回	2 回	3 回

## (4) 健康維持の対策

### ○ 特定健康診査・特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者として40歳から74歳の被保険者に対して、増え続けている生活習慣病の発症や重症化・合併症の発症を予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病予防対策を推進していきます。

これまでの健康診査・保健指導は、疾病の早期発見・早期治療が主な目的でしたが、今後は内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するための保健指導に重点をおき、糖尿病等の有病者及び予備群を減少させることを目的として実施します。

具体的には、特定健康診査受診者全員に対して、生活習慣改善の必要度に応じて、「情報提供」、「動機付け支援」（医師による個別指導）、「積極的支援」（約6か月間の継続的支援）の階層化を行い、健康診査結果から本人が身体状況を理解した上で、生活習慣改善の必要性を認識し、自らが行動目標を設定して実行できるような支援をしていきます。（ただし、65歳以上の被保険者は「情報提供」「動機付け支援」のいずれかの対象となります。）

平成20年度から23年度までの鎌倉市国民健康保険に加入している65歳から74歳までの特定健康診査、特定保健指導の対象者等の見込みは次のとおりです。

	性別	年齢 (歳)	特定健康診査		特定保健指導	
			対象者数	受診者数	対象者数	実施者数
平成20年度	男	65-74	8,433 人	2,952 人	815 人	163 人
	女		9,899 人	3,465 人	527 人	105 人
	合計		18,332 人	6,417 人	1,342 人	268 人
平成21年度	男	65-74	8,489 人	3,396 人	937 人	234 人
	女		10,092 人	4,037 人	614 人	153 人
	合計		18,581 人	7,433 人	1,551 人	387 人
平成22年度	男	65-74	8,303 人	4,152 人	1,146 人	344 人
	女		9,995 人	4,998 人	760 人	228 人
	合計		18,298 人	9,150 人	1,906 人	572 人
平成23年度	男	65-74	8,116 人	4,464 人	1,232 人	431 人
	女		9,819 人	5,400 人	821 人	287 人
	合計		17,935 人	9,864 人	2,053 人	718 人

## ○ 後期高齢者健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、後期高齢者医療広域連合の助成を受けて、75歳以上の高齢者に対して実施する健康診査で、疾病の早期発見や健康維持を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口（65才以上）	45,674 人	46,589 人	47,002 人	47,221 人
対象者数（75歳以上）	21,409 人	22,040 人	22,863 人	23,637 人
受診者目標数	7,600 人	7,934 人	8,230 人	8,509 人
受診率	36 %	36 %	36 %	36 %

## ○ がん検診

市の実施する検診で疾病の早期発見に努め、早期治療に結びつけることにより、健康維持を図ります。

	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	対象年齢	65歳以上	65歳以上	65歳以上	65歳以上
胃がん (40歳以上に実施)	実人口	45,674 人	46,589 人	47,002 人	47,221 人
	対象者数（×0.509）	23,248 人	23,714 人	23,924 人	24,035 人
	受診者目標数	3,343 人	3,557 人	3,828 人	4,086 人
	受診率	14 %	15 %	16 %	17 %
肺がん (40歳以上に実施)	実人口	45,674 人	46,589 人	47,002 人	47,221 人
	対象者数（×0.530）	24,207 人	24,692 人	24,911 人	25,027 人
	受診者目標数	14,977 人	15,556 人	15,943 人	16,268 人
	受診率	62 %	63 %	64 %	65 %
大腸がん (40歳以上に実施)	実人口	45,674 人	46,589 人	47,002 人	47,221 人
	対象者数（×0.577）	26,353 人	26,881 人	27,120 人	27,246 人
	受診者目標数	13,982 人	14,515 人	14,916 人	15,258 人
	受診率	53 %	54 %	55 %	56 %
子宮がん (20歳以上の偶数年齢に実施)	実人口(1/2の数)	13,052 人	13,351 人	13,511 人	13,603 人
	対象者数（×0.572）	7,465 人	7,703 人	7,728 人	7,780 人
	受診者目標数	1,625 人	1,772 人	1,855 人	1,945 人
	受診率	22 %	23 %	24 %	25 %
乳がん (マンモ併用) (40歳以上の偶数年齢に実施)	実人口(1/2の数)	13,052 人	13,351 人	13,511 人	13,603 人
	対象者数（×0.572）	7,465 人	7,703 人	7,728 人	7,780 人
	受診者目標数	1,792 人	1,926 人	2,009 人	2,101 人
	受診率	24 %	25 %	26 %	27 %

○ **寝たきり者訪問歯科検診**

病気や障害、虚弱等により寝たきりとなり歯科通院ができない人の自宅に、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科検診や口腔ケア、摂食・嚥下機能低下の予防指導をします。また、かかりつけ歯科医の定着を図ります。

○ **インフルエンザ予防対策**

インフルエンザの発病や重症化の防止を図るため、予防接種の勧奨と周知を行います。また、65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器系機能に1級程度の障害をもつ人を対象に助成を行い、インフルエンザの蔓延防止に努めます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対象年齢	65歳以上			
対象人口	45,674 人	46,589 人	47,002 人	47,221 人
接種者目標数	23,750 人	24,226 人	24,441 人	24,554 人
接種率	52 %	52 %	52 %	52 %

○ **健康手帳**

特定保健指導受診者や健康教育、相談等、市の健康づくり事業時に配布し、健康維持や健康の自己管理を図ります。

## (5) 保健活動の拠点づくり

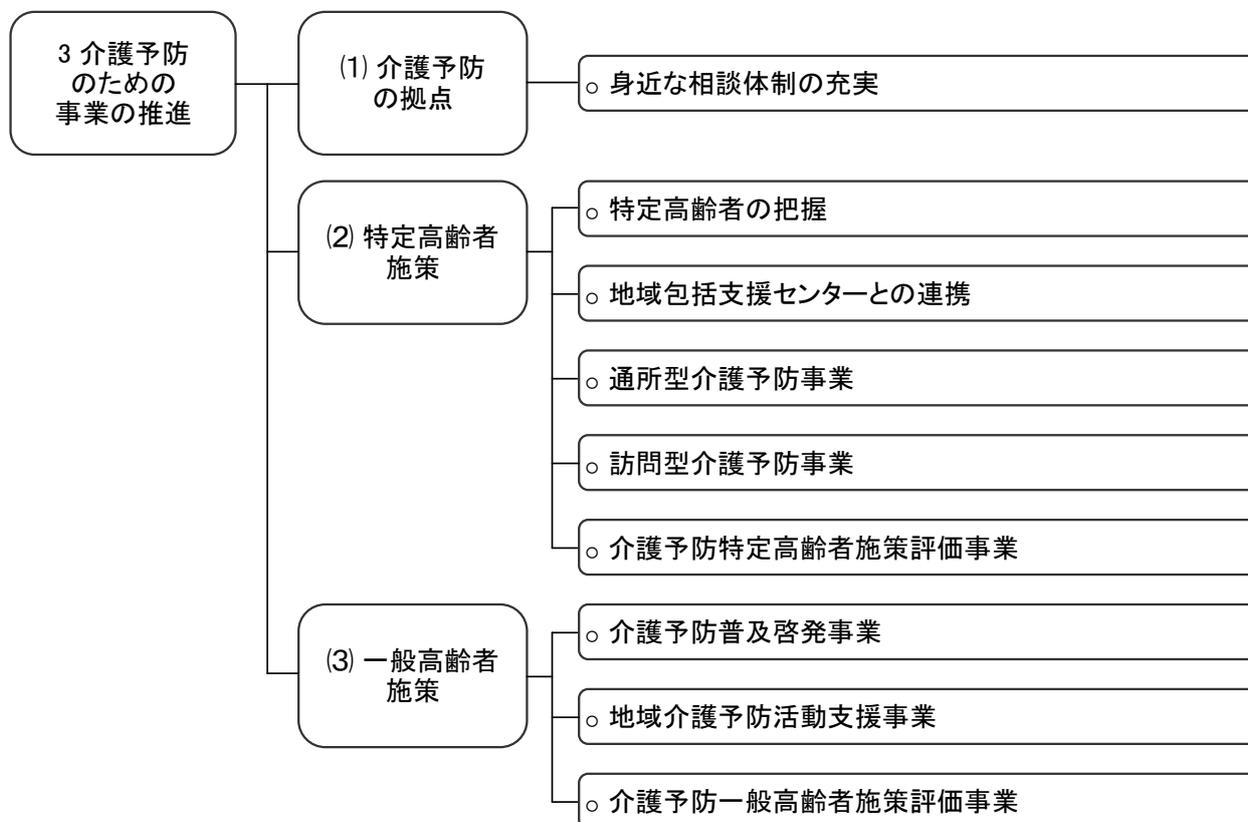
○ **(仮称) 保健医療福祉センター**

母子から高齢者まで、生涯にわたる保健・医療・福祉等の拠点として、健康づくりをはじめとする様々な取り組みを支援するセンターを整備します。

このため、地域社会における取り組み課題を整理し、過去に受けた審議会答申等に盛り込まれたセンターの施設機能を見直すなど、整備に向けた準備を進めていきます。

### 3 介護予防のための事業の推進

#### 【体系図】



#### (1) 介護予防の拠点

##### ○ 身近な相談体制の充実

地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口になっています。くらしの悩み事や保健福祉、介護に関する初期相談、専門機関への相談支援、高齢者の実態把握、権利擁護などを含む相談体制について、関係機関、関係団体などとの連携を強化することにより、高齢者とその家族からの多様な相談に対応していきます。

#### 【施策・事業】

- 地域包括支援センターの機能充実

## (2) 特定高齢者施策

### ○ 特定高齢者の把握

要介護認定非該当者の人や要支援の認定の取消し申請のあった人、本人や地域から相談があった人も特定高齢者として把握し介護予防プログラムにつなげていきます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定高齢者の年間把握目標数	500 人	700 人	940 人	1,180 人
介護予防特定高齢者事業の参加者目標数	200 人	300 人	420 人	590 人

### ○ 地域包括支援センターとの連携

担当課と地域包括支援センターの連携を強化することで、特定高齢者の把握を促し、特定高齢者施策の充実を図ります。

### ○ 通所型介護予防事業

#### ● 運動機能の向上

筋力低下のおそれのある人を対象に、集団で教室を開催し、筋力の維持向上を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施目標回数	12 回	17 回	18 回	19 回

#### ● 栄養改善・口腔機能の向上

低栄養状態にある人や嚥下力など口腔機能の低下傾向にある人を対象に、総合的にプログラムを実施し、栄養状態や口腔機能の向上を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防教室実施目標回数	4 回	8 回	9 回	10 回

#### ● 認知症予防教室

認知症のおそれのある人を対象に、集団で教室を開催し、認知機能の維持・低下防止を図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施目標回数	3 回	4 回	5 回	6 回

○ **訪問型介護予防事業**

関節疾患や閉じこもりやうつ等で、集団で行う教室の通所が困難な人を対象に、看護師・理学療法士・管理栄養士・運動指導士等が、個別の訪問指導を行い、運動機能の向上や口腔機能の向上、栄養改善を図ります。

○ **介護予防特定高齢者施策評価事業**

各事業の参加者に事業終了前後の体力等の効果判定の他、参加者数や実施回数、事業量、事業の企画立案や内容について評価します。

### (3) 一般高齢者施策

○ **介護予防普及啓発事業**

介護予防に関する知識の普及啓発をするため、閉じこもり予防や転倒予防、認知症予防など介護予防に関する教室の開催やパンフレットの配布等をおこないます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
転倒予防教室等の 実施目標回数	25 回	27 回	29 回	30 回
認知症啓発事業 実施目標回数	9 回	15 回	20 回	25 回

○ **地域介護予防活動支援事業**

介護予防の取り組みを地域に広げていくために、地域サポーター養成講座等の介護予防に関するボランティアの人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。

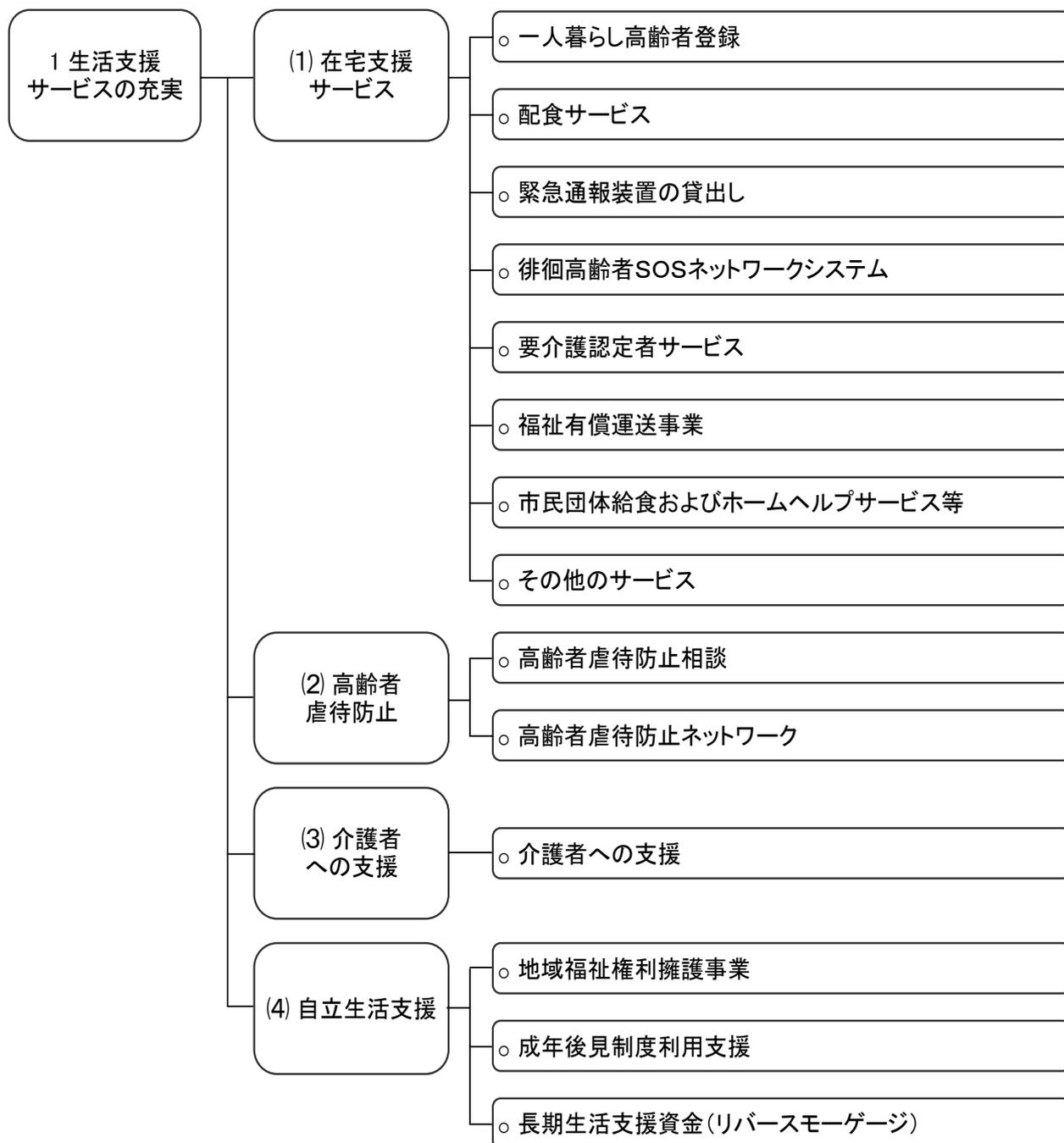
○ **介護予防一般高齢者施策評価事業**

各事業の参加者に事業終了前後の体力等の効果判定の他、参加者数や実施回数、事業量、事業の企画立案や内容について評価します。

## 第2節 「基本方針Ⅱ 支援を受けてより豊かな生活を送るために」

### 1 生活支援サービスの充実

【体系図】



## (1) 在宅支援サービス

### ○ 一人暮らし高齢者登録

65歳以上の一人暮らしの人の実態を把握し、見守りや福祉サービス、災害時の連絡などに役立つ「一人暮らし高齢者登録制度」を民生委員児童委員の協力のもと実施しており、利用登録の推進を図ります。

#### 【施策・事業】

- 制度の周知啓発

広報かまくら、市ホームページ等を活用し、利用登録の推進を図ります。

### ○ 配食サービス

調理が困難な65歳以上の高齢者のみの世帯で、低所得の人に、夕食を手渡しでお届けする配食サービスを実施します。要介護認定4・5の人は、これらの条件に係らず夕食をお届けしています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標利用人数	210人	220人	230人	240人

### ○ 緊急通報装置の貸出し

電話回線を利用し、ボタンひとつで緊急時の連絡が可能な通報装置の貸出しサービスを実施しています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標利用人数	520人	530人	540人	550人

### ○ 徘徊高齢者SOSネットワークシステム

徘徊高齢者の早期発見を目指して、警察や交通機関、福祉施設などと連絡を取り合い、発見につながる情報収集等、協力する体制を推進します。

#### 【施策・事業】

- 制度の周知・啓発

広報かまくら、市ホームページ等を通して、制度の周知・啓発を図ります。

- 協力機関の充実

ネットワークに参加する機関を幅広く呼びかけ、協力機関の充実に努めます。

○ **要介護認定者サービス (P41 参照)**

要介護認定を受けている人の生活を支援するサービスを行います。

**【施策・事業】**

- 訪問理美容サービス助成券の交付
- 紙おむつ等の支給
- 配食サービス (再掲)
- 障害者控除対象者認定書の発行

○ **福祉有償運送事業**

福祉有償運送は、公共交通機関を利用して移動することができない人を対象に、通院、通所、レジャーなどの際、有償で行う車両による送迎サービスです。

平成 20 年 12 月末日現在、鎌倉市内には関東運輸局神奈川運輸支局に登録された 9 団体が活動しており、利用促進に向けた広報を今後も継続していきます。

○ **市民団体給食およびホームヘルプサービス等**

鎌倉市内には、地域で住民同士が支えあう「市民参加型の在宅サービス」があります。ホームヘルプサービス、給食サービスのグループがあり、市内各所で活動を行っています。市は、こうした地域のグループと連携し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、在宅高齢者に対する情報提供を行っています。

○ **その他のサービス**

家庭ごみの声かけふれあい収集、高齢者円滑入居賃貸住宅、鎌倉市消費生活センターなど、他の行政サービスの情報提供や連携を密にし、福祉サービスをより利用しやすい環境づくりに努めます。

## **(2) 高齢者虐待防止**

○ **高齢者虐待防止相談**

高齢者虐待防止相談は、地域包括支援センターや市高齢者福祉課が窓口となり、地域の民生委員児童委員等と連携するとともに、市職員のケースワーカーや保健師が訪問を行う等で、解決に努めています。

相談窓口については、「広報かまくら」、「市のホームページ」や、「高齢者サービスのご案内」などの小冊子により、虐待予防の周知とともに、早期発見・早期対応を図っています。

### ○ 高齢者虐待防止ネットワーク

「鎌倉市高齢者虐待防止ネットワークミーティング」を活用し、家族支援や予防活動等のための連携を図ります。

※ 高齢者虐待防止ネットワークミーティングとは、市、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、警察署、民生委員児童委員等、高齢者虐待に関し連携が必要な機関の組織です。

## (3) 介護者への支援

### ○ 介護者への支援

要介護高齢者の介護者の年齢は、年々高齢化が目立つほか、介護負担の増加や介護者自身も健康に不安を抱いている現状があります。

高齢者の支援体制の充実にあたっては、介護者への支援も欠かせない取り組みとなっています。

このため、介護者の負担軽減を図るサービスと併せて、介護者の健康維持・増進を図るサービスを提供していきます。

#### 【施策・事業】

- 介護家族教室
- 配食サービス（再掲）
- 紙おむつ等の支給（再掲）
- 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム（再掲）
- 特別ショートステイモデル事業

## (4) 自立生活支援

### ○ 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害のある人で、「介護保険などの福祉サービスの利用の仕方が分からない」「公共料金の支払いや預貯金の出し入れができない」「通帳や証書などの大切な書類を安心して預けたい」というような人に対して、鎌倉市社会福祉協議会が支援・援助します。

#### 【施策・事業】

- 福祉サービスの利用支援
- 日常的な金銭管理
- 書類等の預かり

利用する場合は、市社会福祉協議会と利用契約の締結が必要となります。

## ○ 成年後見制度利用支援

成年後見制度は、認知症などの判断能力が不十分な方々の権利を保護するため、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所など生活について配慮すること)についての契約などの法律行為を支援する制度です。

### 【施策・事業】

- 地域包括支援センター相談窓口  
成年後見制度のしくみや手続の方法等について、地域包括支援センターが説明を行います。
- 市役所定期相談窓口  
月1回、弁護士等、有資格者による専門相談窓口を設置しています。
- 出張訪問相談  
窓口へ来訪できない人に対しては、出張訪問による相談対応を行います。
- 市民後見人の推進  
弁護士・社会福祉士等の職業後見人が不足する中で、家族・親族以外の第三者後見人の担い手として、市民による後見人を養成する環境づくりを目指します。
- 地域との連携  
NPO等、後見人に係る関係者や関係機関等との連携を図ります。

## ○ 長期生活支援資金（リバースモーゲージ）

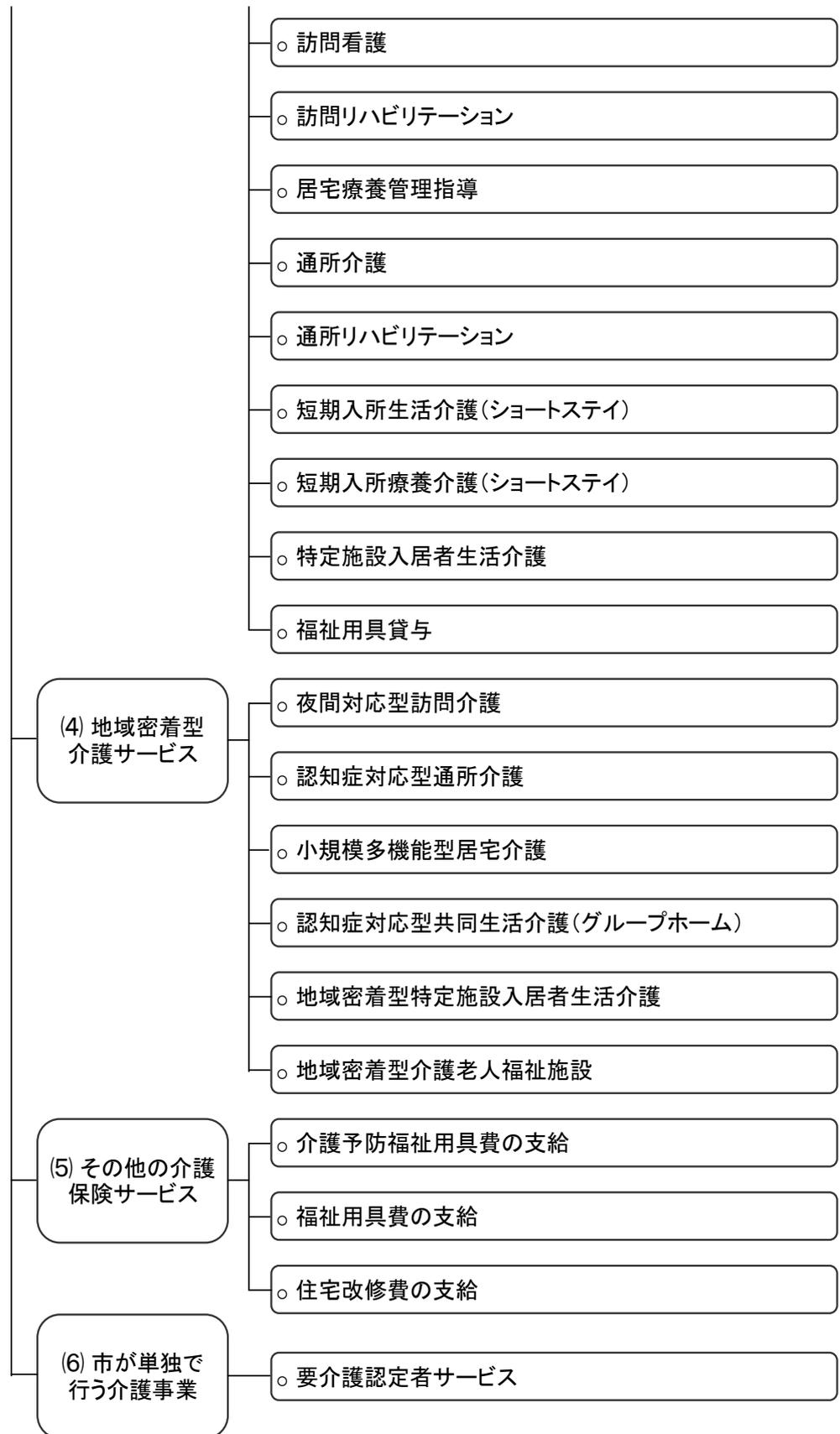
住みなれた自宅に住み続けたい高齢者に、神奈川県社会福祉協議会が土地・建物を担保に、生活資金を貸し付けます。

「長期生活支援資金」は、持ち家と土地があっても現金収入が少ない高齢者が、その居住用不動産を担保に生活費を借り入れることにより、世帯の自立支援を図っていく貸付制度です。高齢者の居住用不動産を担保に月額で貸付を受け、高齢者の死亡時または貸付期間終了時にその不動産を処分し返済することから「リバースモーゲージ」形式とも言われます。

## 2 介護（居宅）サービスの充実

【体系図】





## (1) 介護予防サービス

### ○ 介護予防サービス

要支援 1、2 の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援していきます。

### ○ 介護予防支援

要介護状態にならないように、地域包括支援センターなどのケアマネジャーと相談しながら介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### ○ 介護予防訪問介護

ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、介護予防を目的として入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の援助を行います。

### ○ 介護予防訪問入浴介護

利用者宅に浴槽を運び、介護予防のため、入浴の手伝いを行います。

### ○ 介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが利用者宅を訪問し、介護予防のため療養上の指導を行います。

### ○ 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが、利用者宅を訪問し、介護予防のために必要なリハビリテーションを行います。

### ○ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な利用者宅を訪問して、介護予防のための療養上の管理や指導を行います。

### ○ 介護予防通所介護

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、介護予防のための食事・排泄・入浴の介護を受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

### ○ 介護予防通所リハビリテーション

医師の指示に基づき、介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防のためのリハビリテーションを行います。

- **介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）**  
特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。
- **介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）**  
介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで介護・機能訓練などの他必要な医療や日常生活上の援助を行います。
- **介護予防特定施設入居者生活介護**  
有料老人ホームなどの入居者に対し、介護予防のための入浴、排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の援助を行います。
- **介護予防福祉用具貸与**  
介護予防に役立つ用具を貸与します。

## (2) 地域密着型介護予防サービス

- **介護予防認知症対応型通所介護**  
要支援1、2の認定を受けた認知症の人が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、介護予防のための食事・排泄・入浴の介護を受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。
- **介護予防小規模多機能型居宅介護**  
要支援1、2の認定を受けた利用者の様態や選択によって、「訪問」、「通所」、「短期間の宿泊」により、介護予防を目的として入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。
- **介護予防認知症対応型共同生活介護**  
要支援2の認定を受けた認知症の人が共同生活を営む住居で、介護予防を目的として入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活の援助と機能訓練を行います。

### (3) 介護給付（居宅）サービス

○ **介護給付サービス**

要介護1～5までの認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、心身機能が低下していても、住みなれた地域で生活できるよう、介護給付サービスを充実していきます。

○ **居宅介護支援**

在宅サービスを受けるために、ケアマネジャーと相談しながら介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

○ **訪問介護**

ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の援助を行います。

○ **訪問入浴介護**

利用者宅に浴槽を運び、入浴の手伝いを行います。

○ **訪問看護**

医師の指示に基づき、看護師などが利用者宅を訪問し、療養上の指導を行います。

○ **訪問リハビリテーション**

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが、利用者宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

○ **居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な利用者宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

○ **通所介護**

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、食事・排泄・入浴の介護を受けるとともに、日常生活訓練などの機能訓練やレクリエーションを行います。

○ **通所リハビリテーション**

医師の指示に基づき、介護老人保健施設や医療機関などに通い、リハビリテーションを行います。

- **短期入所生活介護（ショートステイ）**  
特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。
- **短期入所療養介護（ショートステイ）**  
介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで、介護・機能訓練などの他必要な医療や日常生活上の援助を行います。
- **特定施設入居者生活介護**  
有料老人ホームなどの入居者に対し、入浴、排泄・食事などの介護その他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の援助を行います。
- **福祉用具貸与**  
日常生活上の便宜を図る用具を貸与します。

#### （４）地域密着型介護サービス

- **夜間対応型訪問介護**  
夜間において、定期的な巡回訪問や通報により、利用者宅において食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活の援助を行います。
- **認知症対応型通所介護**  
認知症の方が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、食事・排泄・入浴の介護を受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。
- **小規模多機能型居宅介護**  
利用者の様態や選択によって、「訪問」、「通所」、「短期間の宿泊」により、食事・排泄・入浴などの介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。
- **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**  
認知症の方が共同生活を営む住居で、食事・排泄・入浴などの介護その他日常生活の援助と機能訓練を行います。
- **地域密着型特定施設入居者生活介護**  
定員が29人以下の有料老人ホームなどに入居し、食事・排泄・入浴などの介護、その他日常生活の援助・機能訓練・療養上の援助を行います。

○ **地域密着型介護老人福祉施設**

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、施設が食事・排泄・入浴などの介護、その他日常生活の援助・健康管理・療養上の援助を行います。

## (5) その他の介護保険サービス

○ **介護予防福祉用具費の支給**

福祉用具のうち、入浴や排泄のための介護予防用具の購入費用の一部を支給します。

○ **福祉用具費の支給**

福祉用具のうち、入浴や排泄のための購入費用の一部を支給します。

○ **住宅改修費の支給**

手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修費用の一部を支給します。

## (6) 市が単独で行う介護事業

○ **要介護認定者サービス**

要介護認定を受けている人の生活を支援するサービスを行います。

### **【施策・事業】**

● **訪問理美容サービス助成券の交付**

寝たきりなどで、理容店・美容院に行くことが困難な要介護認定 4・5 を受けている高齢者に、理容師・美容師の出張訪問により、自宅等で理美容サービスが受けられる、出張旅費に係る助成券を交付します。

● **紙おむつ等の支給**

利用する月の 1 日現在、在宅の市民で要介護 3 から 5 に認定された人や、要支援 1、2 又は要介護 1、2 の認定を受け、失禁を伴う認知症のある人を対象に、紙おむつ、尿とりパッドを自宅に配達します。

● **配食サービス**

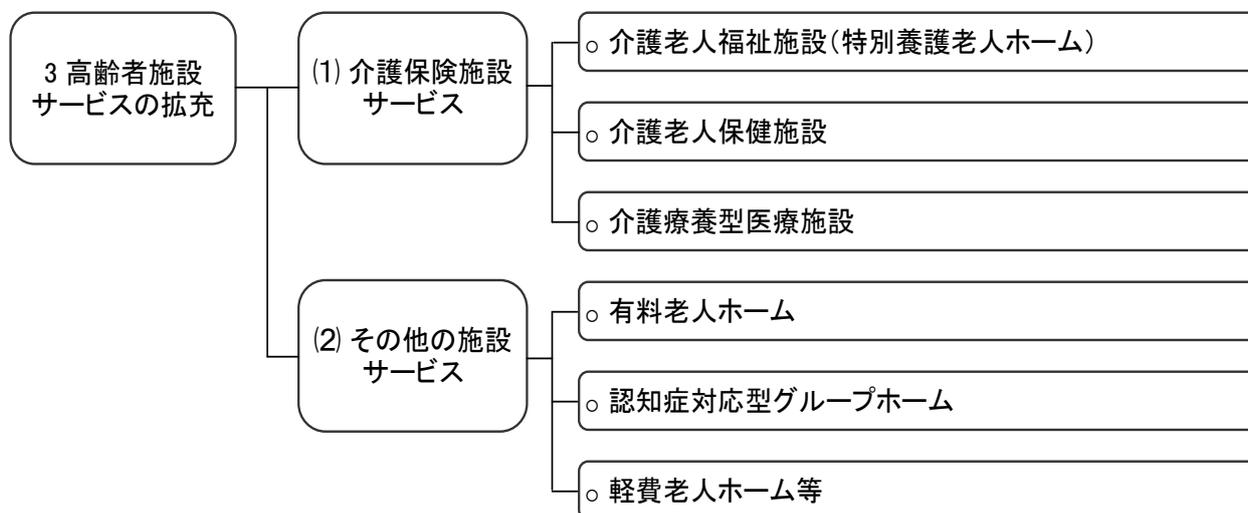
要介護認定 4、5 の人に夕食をお届けします。

● **障害者控除対象者認定書の発行**

65 歳以上で寝たきり・認知症等の症状があり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない人が、所得税・市県民税に関する「障害者控除」を受けようとする場合に必要となる証明書を交付します。

### 3 高齢者施設サービスの拡充

【体系図】



#### (1) 介護保険施設サービス

##### ○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護を受けます。

##### ○ 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心とした支援や介護を受けます。

##### ○ 介護療養型医療施設

状態が安定している人で、長期の療養を必要とする人が入所し、医療や看護、介護を受けます。

## (2) その他の施設サービス

### ○ 有料老人ホーム

日常生活上自立している人を対象とする「健康型有料老人ホーム」、介護サービスの提供も行える「介護付有料老人ホーム」、介護が必要になった場合に訪問介護などの外部の居宅介護サービスを利用して生活が継続できる「住宅型有料老人ホーム」があります。

「介護付有料老人ホーム」は、介護保険制度における『特例施設』となります。要支援・要介護の認定を受けた人に、施設が直接介護サービスを提供することができます。

### ○ 認知症対応型グループホーム

認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

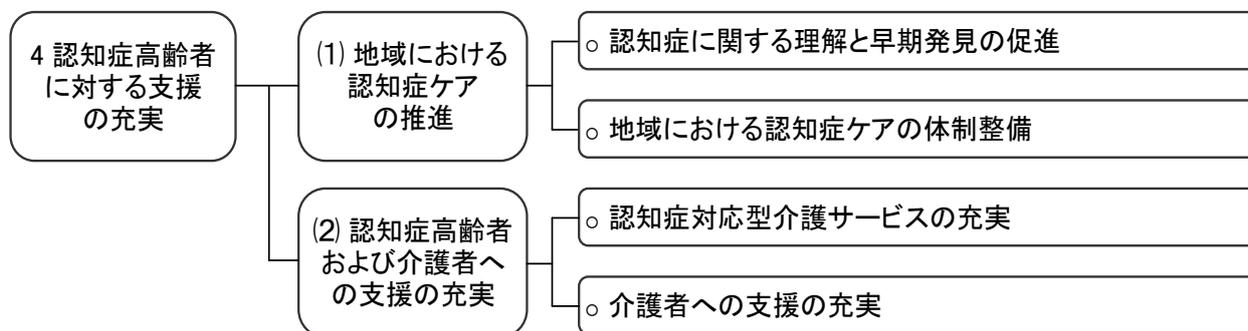
### ○ 軽費老人ホーム等

身の回りのことは、ある程度自立している60歳以上の人で、家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅で生活することができない人を対象とした施設です。

要支援・要介護状態になっても訪問介護等の外部の居宅介護サービスを利用して生活ができる状態であれば、入居が継続できる施設や、介護サービスも提供する施設があります。

## 4 認知症高齢者に対する支援の充実

### 【体系図】



### (1) 地域における認知症ケアの推進

#### ○ 認知症に関する理解と早期発見の促進

今後も高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加が予想され、認知症となっても在宅で生活する人も多くなると考えられます。また、若年性認知症の人への支援も求められています。

そこで、認知症の早期発見を促すとともに、認知症についての知識の普及や相談体制の整備を促進し、誤った認識を取り除き、認知症の人への接し方や対応方法などについて広く住民に普及するよう努めます。

#### 【施策・事業】

- 認知症の正しい理解や対応方法の普及・啓発
- 認知症に対する相談体制の充実
- 認知症予防教室や講演会の開催

#### ○ 地域における認知症ケアの体制整備

認知症の人のケアを地域の課題として捉え、認知症になっても本人や家族が安心して暮らせるよう、地域の中での見守り体制を整えるとともに、保健・医療・福祉などの関係機関とのネットワークを強化していきます。

#### 【施策・事業】

- 地域住民や民生委員児童委員などと連携した地域の中での見守り体制づくりの推進
- 介護、保健・医療・福祉の関係機関と関係団体（自治会・町内会、市民活動団体など）との連携強化
- 認知症サポーター養成講座等の開催
- 県保健福祉事務所との協働によるケア体制の推進

## **(2) 認知症高齢者および介護者への支援の充実**

### ○ 認知症対応型介護サービスの充実

環境の変化に敏感な認知症の人が、住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険の地域密着型サービスによる認知症対応型介護サービスを整備・充実していきます。

#### 【介護予防地域密着型サービス（予防給付）】

- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 【地域密着型サービス（介護給付）】

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護

### ○ 介護者への支援の充実

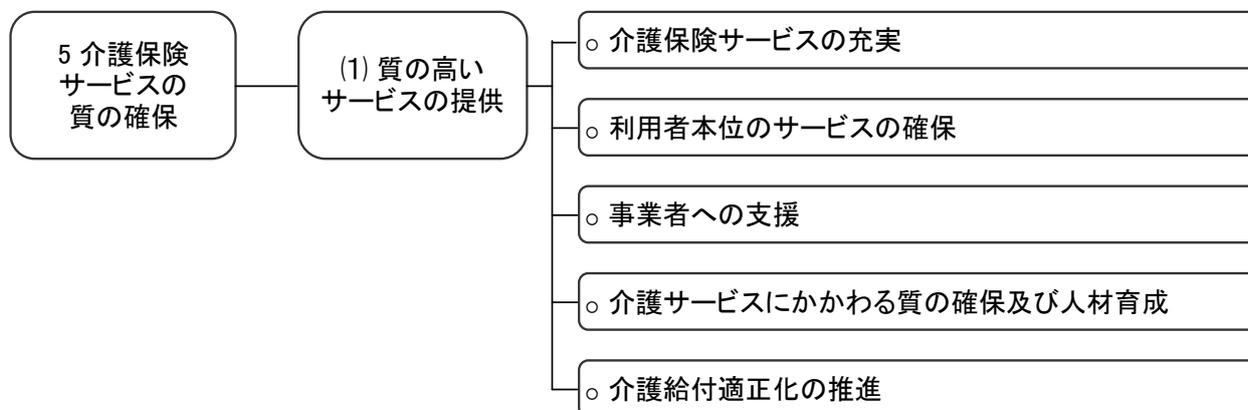
認知症の人を介護する家族等に対し、介護の負担を軽減するため、各種サービスを充実していきます。

#### 【施策・事業】

- 徘徊高齢者SOSネットワークシステム（再掲）
- 介護家族教室（再掲）
- 紙おむつ等の支給（再掲）
- 配食サービス（再掲）
- 成年後見制度利用支援（再掲）
- 認知症啓発事業（P29 介護予防普及啓発事業で実施）
- 特別ショートステイモデル事業（再掲）

## 5 介護保険サービスの質の確保

### 【体系図】



### (1) 質の高いサービスの提供

#### ○ 介護保険サービスの充実

要介護高齢者等が心身機能が低下しても、住みなれた地域で生活できるよう、在宅介護サービスを中心とする介護給付サービス等を充実していきます。

#### 【施策・事業】

- 適正な介護保険サービスの提供を推進します。
- 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護など、地域密着型サービスの整備を推進します。
- 重度の要介護状態の人の利用が中心となる介護保険施設のサービスを引き続き充実していきます。

#### ○ 利用者本位のサービスの確保

サービス内容や経営状況などの情報を事業者が直接提供したり、外部評価の導入・実施を通して市内事業者の情報を提供することにより、サービス利用者が自らの判断で事業者を選択できる環境を整えていきます。

#### 【施策・事業】

- サービス内容や経営状況など情報の充実
- サービスに関する苦情・相談体制の充実

## ○ 事業者への支援

職員の資質向上を促進するため、事業者に対し必要な情報を提供していきます。

### 【施策・事業】

- 職員研修・更新研修（介護支援専門員）・事例研究会などの開催に関する情報提供
- 介護サービス事業者の参入支援や情報提供など、介護サービス事業者に対する支援の促進

## ○ 介護サービスにかかわる質の確保及び人材育成

利用者一人ひとりに対応した質の良いサービスを提供するため、介護サービスに携わる人材の育成、支援を行います。

### 【施策・事業】

- 介護相談員派遣等事業
- 介護サービス事業者の集団指導及び実地指導の強化
- 介護従事者のキャリアアップやヘルパー養成講座の情報提供

## ○ 介護給付適正化の推進

介護保険制度を適正に運営していくために、介護給付の適正化の取組みを効果的かつ効率的に推進していきます。

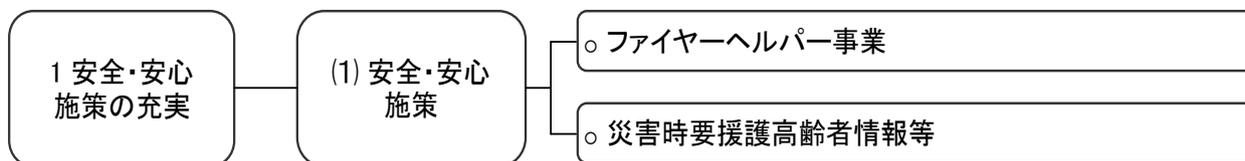
### 【施策・事業】

- 認定調査状況などのチェックによる要介護認定の適正化の推進
- ケアプラン点検や住宅改修点検によるマネジメントの適切化
- 医療情報との突合を行うなどによるサービス提供体制及び介護報酬の適正化の推進

### 第3節 「基本方針Ⅲ 安全で安心して暮らすために」

#### 1 安全・安心施策の充実

【体系図】



#### (1) 安全・安心施策

##### ○ ファイヤーヘルパー事業 【消防本部予防課】

一人暮らし高齢者等を対象に、火災予防のため、消防職員による訪問指導を実施します。

##### ○ 災害時要援護高齢者情報等 【総合防災課】

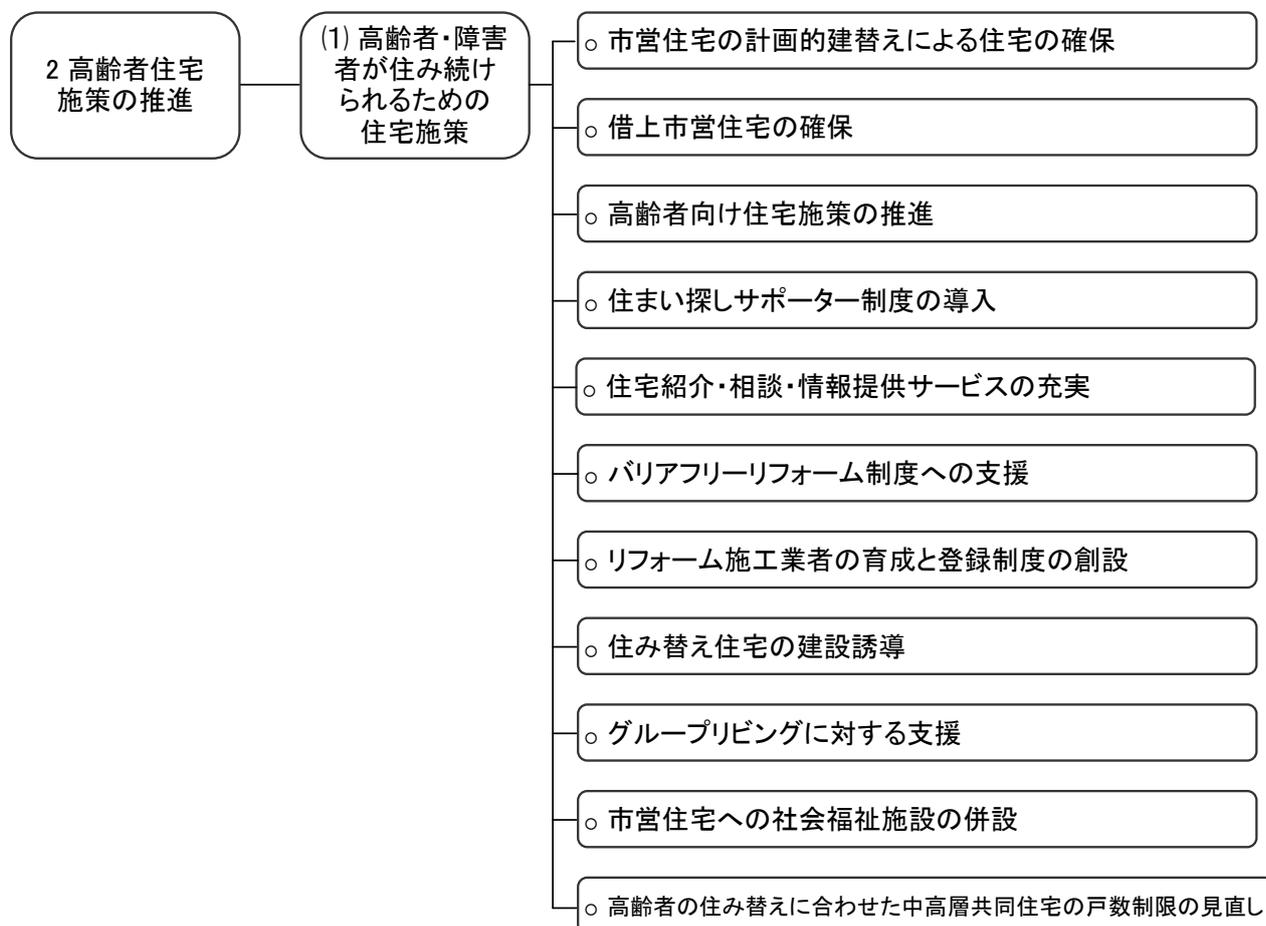
災害発生時等において、自力での避難ができないハンディキャップのある人を守るために、災害時要援護者登録制度があります。

登録者には、災害発生が予想されるときは注意を促す連絡を行い、発生時には避難、救助を円滑に行うものです。

特に、「災害時における要援護者情報提供承諾書」において平時からの個人情報提供について承諾された場合は、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員児童委員に情報提供を行い、災害時には連携して迅速に支援ができるようにします。

## 2 高齢者住宅施策の推進

【体系図】



### (1) 高齢者・障害者が住み続けられるための住宅施策 【建築住宅課】

#### ○ 市営住宅の計画的建替えによる住宅の確保

鎌倉市営住宅ストック総合活用計画に基づく市営住宅の改築を従前居住者の居住の安定に配慮しながら推進し、高齢者・障害者が使いやすい住宅の確保を図ります。

#### ○ 借上市営住宅の確保

借上市営住宅の適正な管理運営と新たな確保に努め、高齢者・障害者への住宅供給を図ります。

#### ○ 高齢者向け住宅施策の推進

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の建設誘導、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録推奨と終身建物賃貸借制度の普及

を図るとともに、これら情報の発信により高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

○ **住まい探しサポーター制度の導入**

高齢者の賃貸住宅の契約円滑化に向けたサポーター制度をNPOと協働で制定します。

○ **住宅紹介・相談・情報提供サービスの充実**

高齢者・障害者に対し、住宅に関する情報の集約化と情報提供窓口の一元化を図ります。

○ **バリアフリーリフォーム制度への支援**

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者がバリアフリー対応のリフォームを行えるよう国の制度をPRします。

○ **リフォーム施工業者の育成と登録制度の創設**

適正なリフォームが図れるよう施工業者育成に向けた研修を実施し、優良な施工業者の登録制度を創設します。

○ **住み替え住宅の建設誘導**

高齢者の住み替え用住宅としてバリアフリー化されたシニアマンションの誘導を図ります。

○ **グループリビングに対する支援**

高齢者のグループリビング（グループハウス）に対する支援制度について検討します。

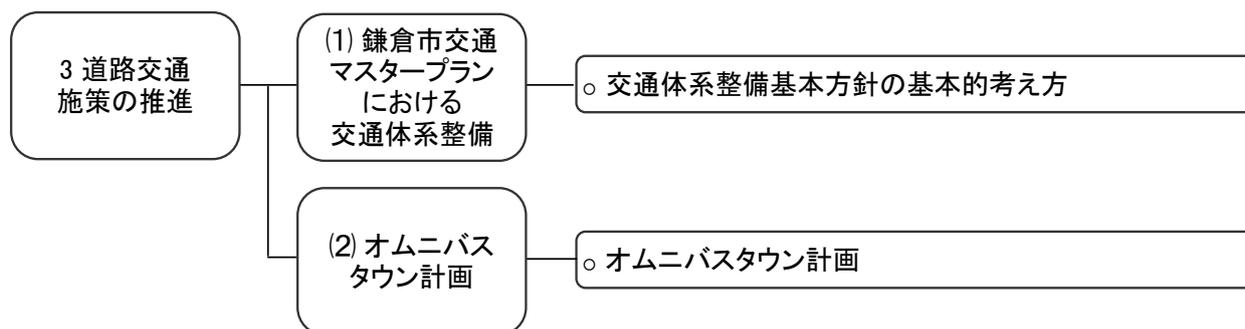
○ **市営住宅への社会福祉施設の併設**

市営住宅と福祉施設との併設やケア付高齢者住宅の整備等、福祉・保健分野等との連携強化を図ります。

○ **高齢者の住み替えに合わせた中高層共同住宅の戸数制限の見直し【経営企画課】**

高齢者の住み替え向けの共同住宅（シニアマンション）の建設に備え、鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例に基づく戸数密度基準の見直しに向けて検討します。

### 3 道路交通施策の推進



#### (1) 鎌倉市交通マスタープランにおける交通体系整備 【交通政策課】

##### ○ 交通体系整備基本方針の基本的考え方

鎌倉市交通マスタープランでは、交通体系整備の基本方針として基本的な考え方をもとに「駐車場及び駐輪場への対応」「環境保全への対応」「都市防災への対応」「地区交通計画への取組」などを考えています。

##### 【基本方針の基本的考え方】

###### ● 鎌倉の将来の活力を創造する交通環境の整備

「都市地域」では、その市街地整備の構想に対応して幹線道路網を計画的に整備し、広域幹線道路へのアクセスの向上を図るとともに、円滑で快適な公共交通機関の確保やその他の自動車も使いやすい交通環境を整備することによって、将来の鎌倉の活力を創造し、自動車交通に積極的に対応した交通体系をめざします。

###### ● 古都鎌倉の歴史性をいかした交通需要管理施策の推進

「古都継承地域」では、公共交通機関の使いやすさを向上させるとともに、自動車の利用を抑制することを基本とし、古都らしさを活かし歩行者や自転車の交通環境の向上を主体とした交通体系を目指します。

###### ● 幹線道路網の強化などによる住宅地での居住環境の保全

「住宅地域」では、周辺の幹線道路の強化や住宅地内の道路における交通の静穏化により、通過交通を抑制し、住環境の保全を図るとともに、ミニバス路線の新設などにより交通不便地域の解消を目指します。

###### ● 安全で快適にだれもが使いやすい交通施設の整備

交通施設の整備にあたっては、高齢者や障害者などに対して十分な配慮を講ずることとし、物理的な段差の解消やスムーズな乗り換えなど、だれもが使いやすい、交通施設のバリアフリー化を目指して取り組みを進めます。

## **(2) オムニバスタウン計画** 【交通政策課】

### ○ オムニバスタウン計画

オムニバスタウン計画は、バス利用の促進を図ることを目的としていて、市が主体となって計画を策定し、国の指定を受けると国や警察庁の一体的な支援を受けることができます。

鎌倉市では、平成 10 年度に計画案を策定し、平成 11 年度に全国で 5 番目のオムニバスタウンとして指定されています。

#### 【基本理念】

- 鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造

#### 【基本方針】

- 利用者の立場に立ったバスサービスの充実
- 公共交通機関相互の連携が図られたバス交通体系の実現
- バス走行環境の総合的向上
- 移動制約者が利用しやすいバス交通の実現
- 環境負荷が小さなバス交通の実現
- バス利用促進に向けた意識の高揚

# 計画の基本目標

住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、とも

## 基本方針Ⅰ いつまでも元気に暮らすために

地域における健康・福祉の推進

元気に暮らすための支援

介護予防のための事業の推進

## 基本方針Ⅱ 支援を受けてより豊かな生活を

生活支援サービスの充実

介護(居宅)サービスの充実

高齢者施設サービスの拡充

### 基本方針達成のための

#### 支え合いの地域社会づくり

- ・介護に関する啓発と福祉教育の推進
- ・地域ケア体制の充実
- ・ボランティア、市民活動団体などの育成・支援
- ・高齢者見守り体制の充実

#### 重点施策

#### いきいき事業の推進

- ・福寿手帳
- ・高齢者割引乗車証等購入助成事業
- ・いきいきサークル事業
- ・デイ銭湯事業
- ・入浴助成事業

#### 地域活動の拠点づくりの推進

- ・老人福祉センター等事業
- ・老人クラブへの支援
- ・シルバー人材センターへの支援

#### 健康向上の対策

- ・健康教育
- ・健康相談
- ・食育事業

#### 健康維持の対策

- ・特定健康診査・特定保健指導
- ・後期高齢者健康診査がん検診
- ・寝たきり者訪問歯科検診
- ・インフルエンザ予防対策
- ・健康手帳

#### 保健活動の拠点づくり

- ・(仮称)保健医療福祉センター

#### 介護予防の拠点

#### 身近な相談体制の充実

#### 重点施策

#### 特定高齢者施策

- ・特定高齢者の把握
- ・地域包括支援センターとの連携
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・介護予防特定高齢者施策評価事業

#### 一般高齢者施策

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・介護予防一般高齢者施策評価事業

#### 在宅支援サービス

- ・一人暮らし高齢者登録
- ・配食サービス
- ・緊急通報装置の貸出し
- ・徘徊高齢者SOSネットワークシステム
- ・要介護認定者サービス
- ・福祉有償運送事業
- ・市民団体給食およびホームヘルプサービス等
- ・その他のサービス

#### 高齢者虐待防止

- ・高齢者虐待防止相談
- ・高齢者虐待防止ネットワーク

#### 介護者への支援

- ・介護者への支援

#### 自立生活支援

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・成年後見制度利用支援
- ・長期生活支援資金(リバースモーゲージ)

#### 介護予防サービス

- ・介護予防サービス
- ・介護予防支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与

#### 地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 介護給付(居宅)サービス

- ・介護給付サービス
- ・居宅介護支援
- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与

#### 介護保険施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

#### その他の施設サービス

- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型グループホーム
- ・軽費老人ホーム等

#### 地域密着型介護サービス

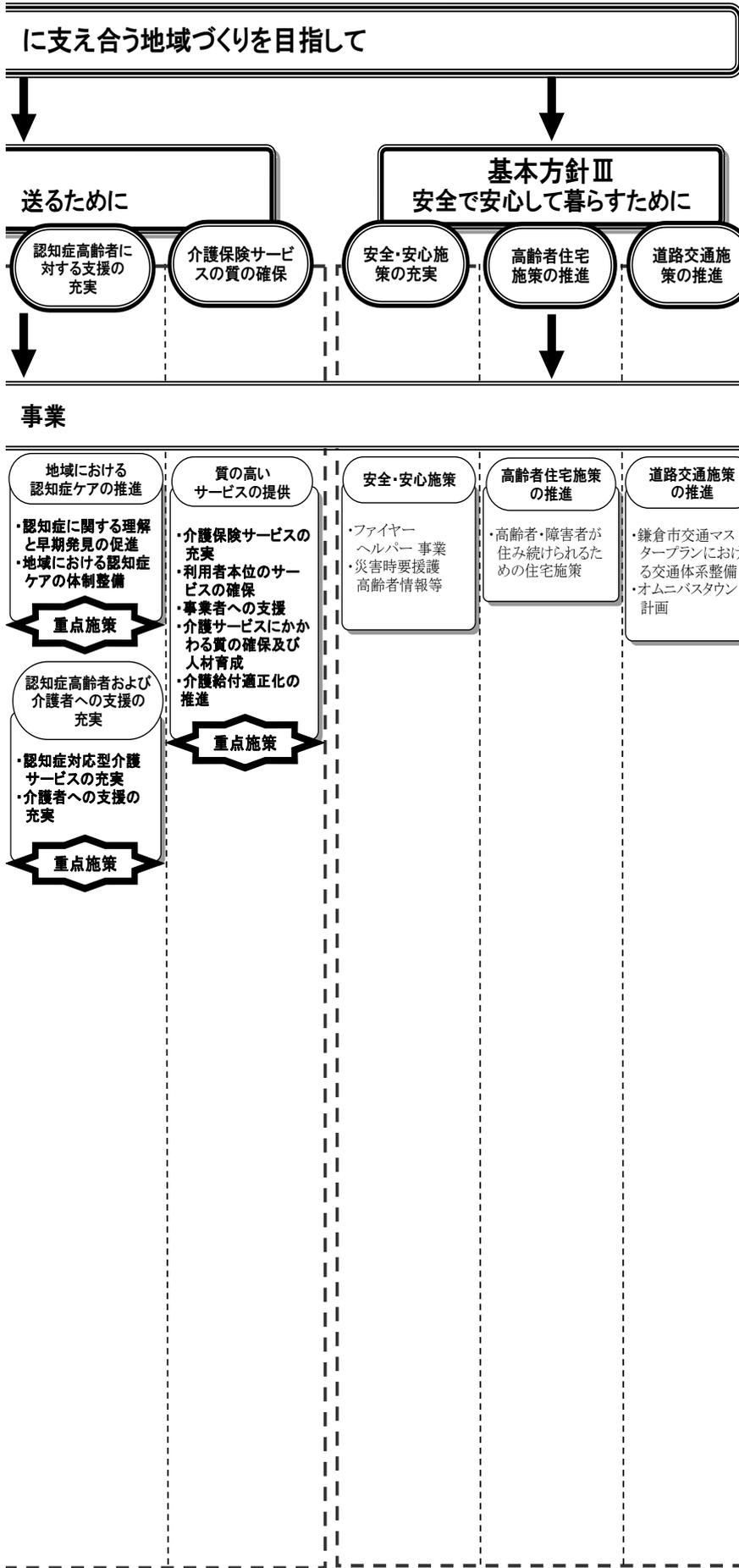
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設

#### その他の介護保険サービス

- ・介護予防福祉用具費の支給
- ・福祉用具費の支給
- ・住宅改修費の支給

#### 市が単独で行う介護事業

- ・要介護認定者サービス



**重点施策**

**テーマ1**  
高齢者のための地域ネットワークづくり

重点施策・事業

- 介護に関する啓発と福祉教育の推進
- 地域ケア体制の充実
- ボランティア、市民活動団体などの育成・支援
- 高齢者見守り体制の充実

**テーマ2**  
地域包括支援センター機能の充実

重点施策・事業

- 身近な相談体制の充実
- 関係機関との連携・ネットワークづくり

**テーマ3**  
認知症高齢者の支援対策（啓発・サポーターの養成など）

重点施策・事業

- 認知症に関する理解と早期発見の促進
- 地域における認知症ケアの体制整備
- 認知症対応型介護サービスの充実
- 介護者への支援の充実

3年間に重点的に行う施策

## 第5章 介護保険制度の状況

### 1 サービス基盤整備のために

#### ○ 介護保険施設の整備量の目標

現在、介護老人福祉施設は8か所、介護老人保健施設は4か所ありますが、平成20年度までの整備状況や事業者の整備意向、入所待機者などを踏まえ整備量を見込み床数の目標を定めました。

介護療養型医療施設は、平成23年度末に廃止が予定されていますが、医療病床を有する医療機関が転換する時期等の意向を踏まえ、床数の目標を定めました。

#### ● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
床数	583床	583床	583床	700床

#### ● 介護老人保健施設

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
床数	360床	360床	360床	540床

#### ● 介護療養型医療施設

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
床数	63床	63床	63床	63床

#### ● 介護専用型以外の特定施設（有料老人ホームを含む）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
床数	590床	590床	590床	590床

※ 介護専用型特定施設にも、要介護認定者のみを対象とした有料老人ホームを含みます。整備については、平成24年度以降の計画の中で検討していきます。

○ **地域密着型サービスの整備数の目標**

平成 20 年度までの整備状況や事業者の整備意向、日常生活圏域（5 圏域）などを踏まえ整備数を見込み目標を定めました。

● **夜間対応型訪問介護**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備数				1 か所

● **認知症対応型通所介護**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備数	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所

● **小規模多機能型居宅介護**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備数	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所

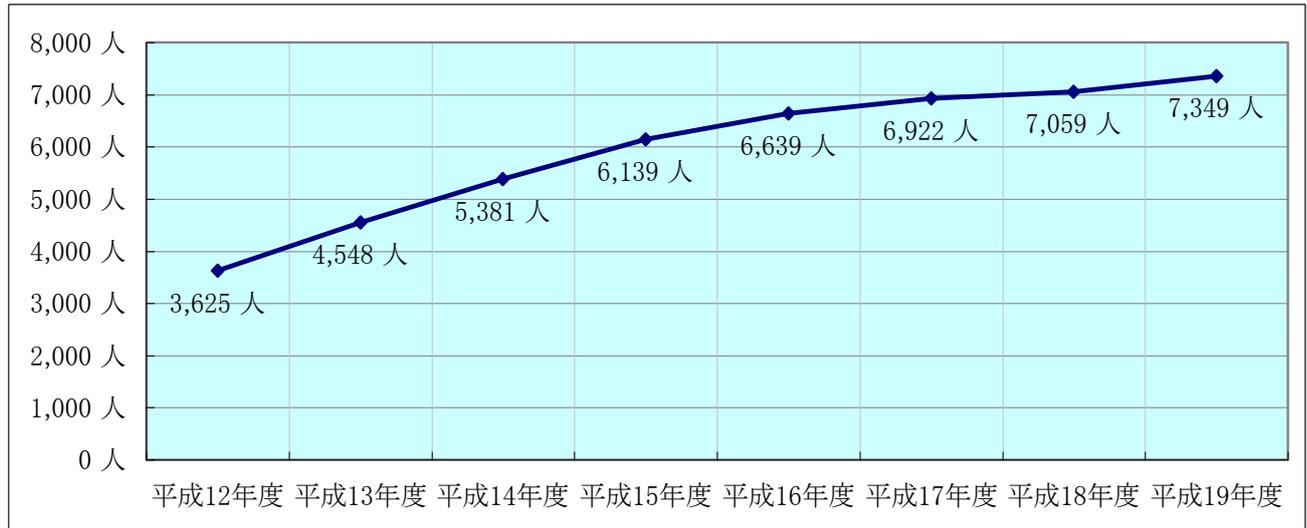
● **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備数	7 か所	8 か所	9 か所	9 か所

## 2 介護保険サービス利用者等の状況

### ○ 要支援・要介護認定者の推移

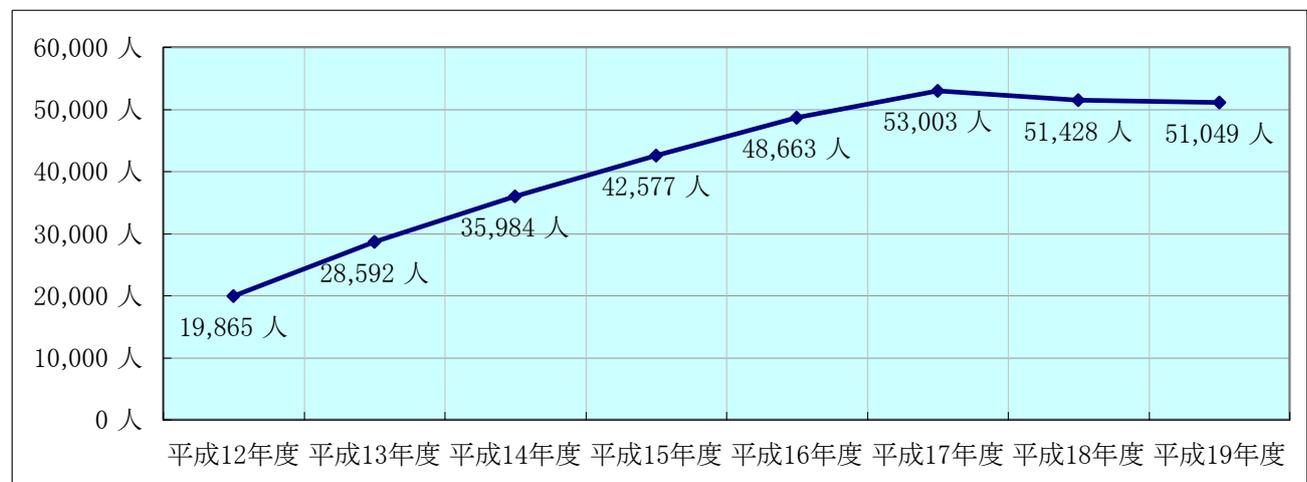
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
認定者数	3,625人	4,548人	5,381人	6,139人	6,639人	6,922人	7,059人	7,349人



### ○ 介護保険サービス利用者の推移

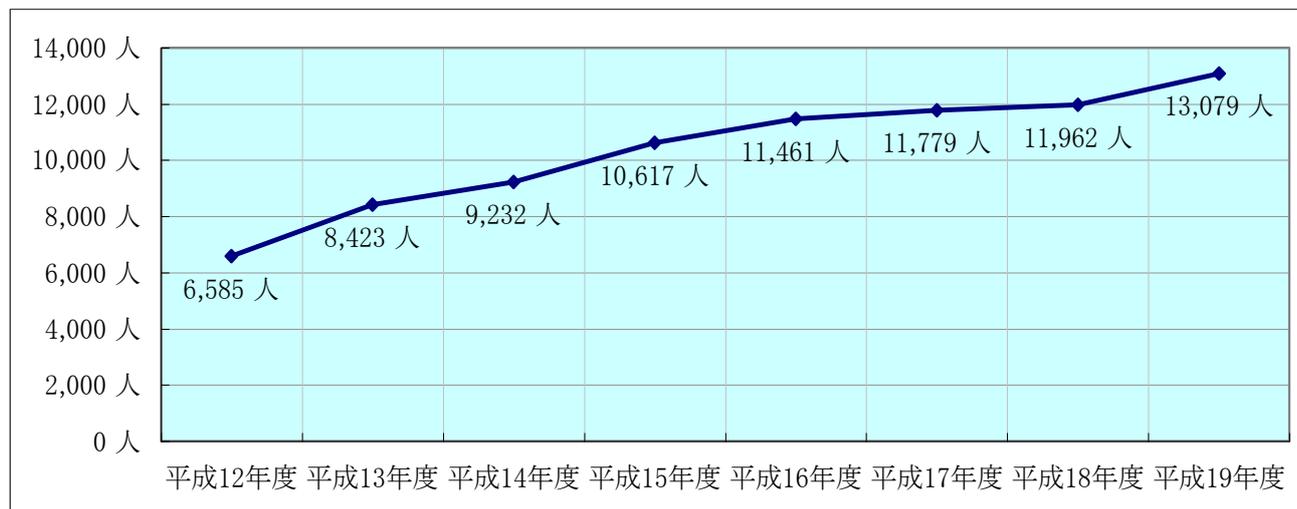
#### ● 居宅サービス利用者の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(延人数)	19,865人	28,592人	35,984人	42,577人	48,663人	53,003人	51,428人	51,049人



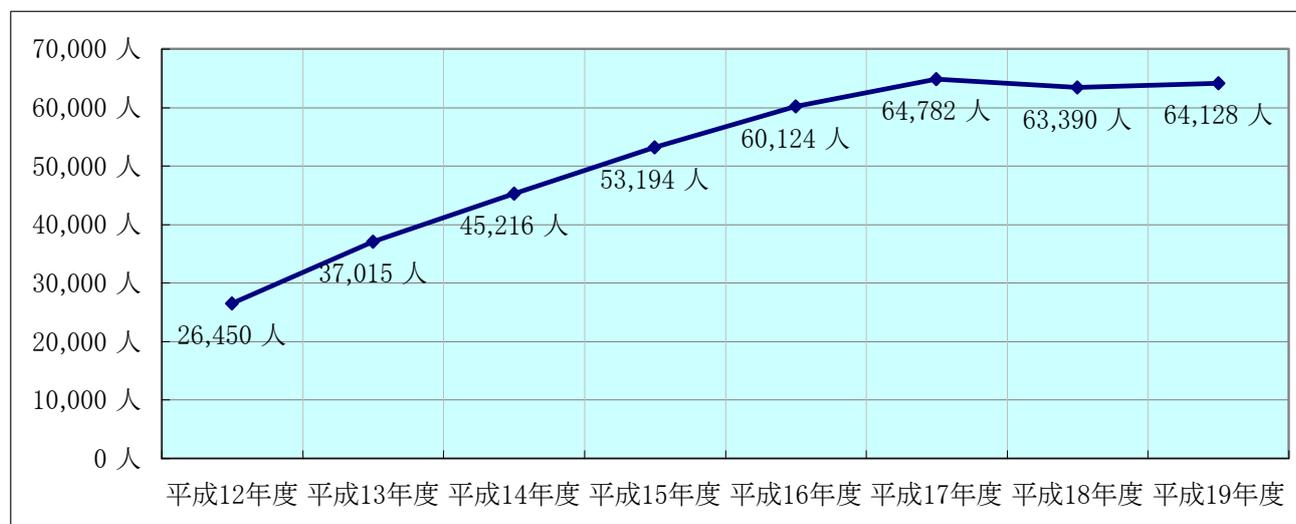
● 施設サービス利用者の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(延人数)	6,585 人	8,423 人	9,232 人	10,617 人	11,461 人	11,779 人	11,962 人	13,079 人



● 介護保険サービス利用者全体の推移

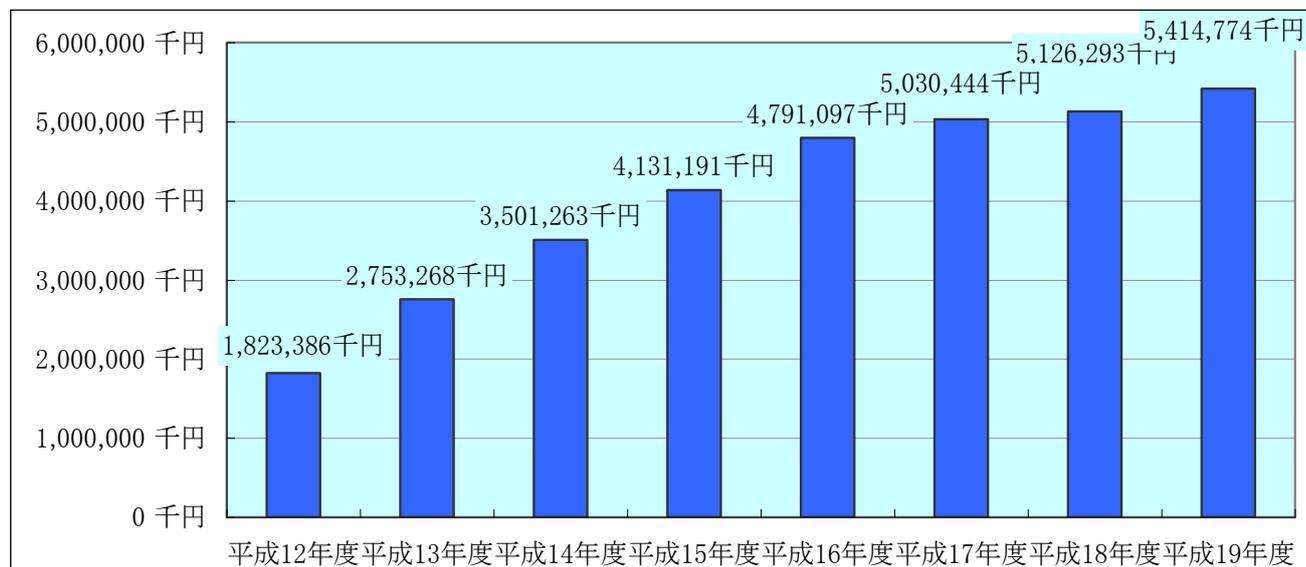
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(延人数)	26,450 人	37,015 人	45,216 人	53,194 人	60,124 人	64,782 人	63,390 人	64,128 人



○ 介護保険給付費の推移

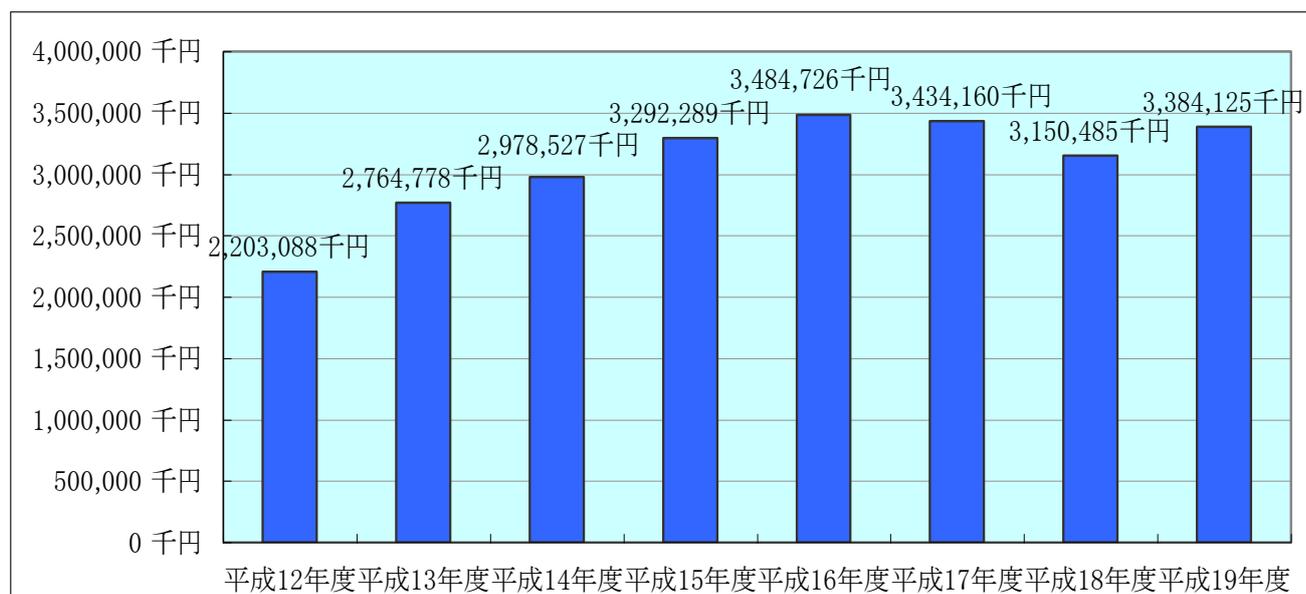
● 居宅サービス給付費の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給付費	1,823,386 千円	2,753,268 千円	3,501,263 千円	4,131,191 千円	4,791,097 千円	5,030,444 千円	5,126,293 千円	5,414,774 千円



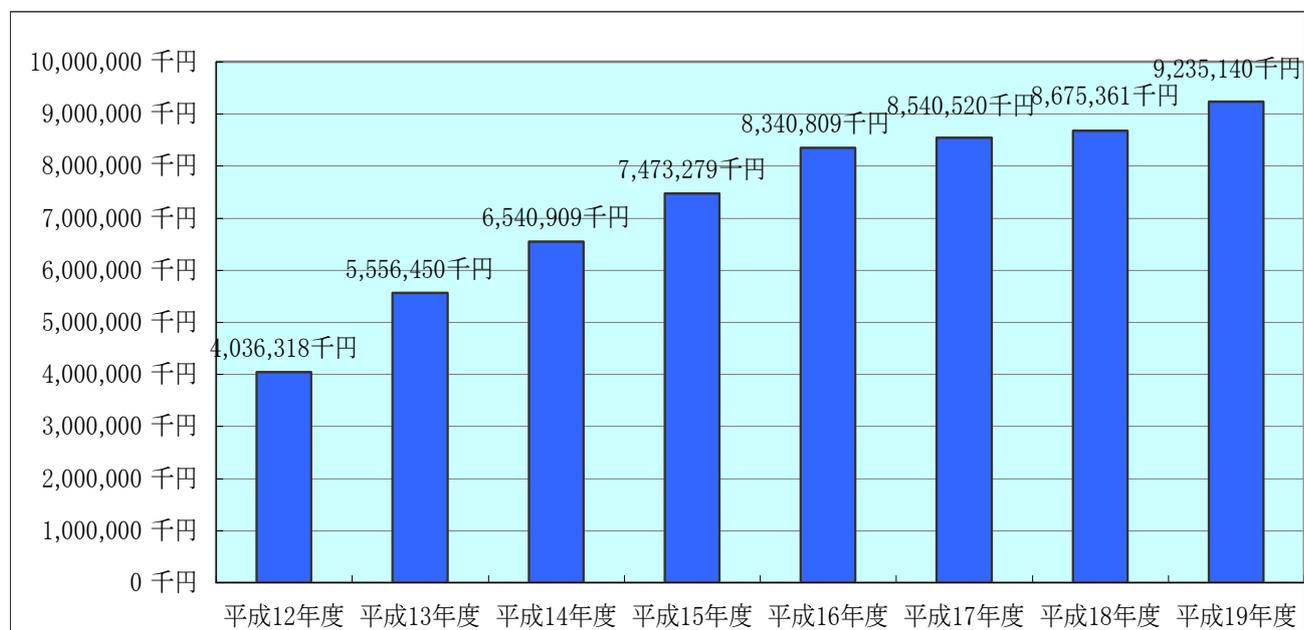
● 施設サービス給付費の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給付費	2,203,088 千円	2,764,778 千円	2,978,527 千円	3,292,289 千円	3,484,726 千円	3,434,160 千円	3,150,485 千円	3,384,125 千円



● 介護保険給付費全体の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給付費	4,036,318 千円	5,556,450 千円	6,540,909 千円	7,473,279 千円	8,340,809 千円	8,540,520 千円	8,675,361 千円	9,235,140 千円



※ 介護給付費全体には居宅介護サービス給付費、施設サービス給付費の他、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払い手数料を含みます。

### 3 介護保険事業量の見込み

平成18年度から20年度の実績や今後の高齢者数、要介護認定者数などの推計値をもとにサービス量を見込みました。

#### (1) 介護予防サービスの事業量

##### ○ 介護予防サービスの今後の見込み量

		サービス見込み量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護	(人/年)	6,701人	7,018人	7,343人
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	27回	28回	30回
介護予防訪問看護	(回/年)	651回	681回	711回
介護予防訪問リハビリテーション	(日/年)	181日	189日	198日
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	677人	745人	820人
介護予防通所介護	(人/年)	2,858人	2,993人	3,131人
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	742人	776人	811人
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	979日	1,024日	1,068日
介護予防短期入所療養介護	(日/年)	92日	96日	100日
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	924人	1,080人	1,236人
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	826人	864人	903人
介護予防支援	(人/年)	9,775人	10,235人	10,709人

##### ○ 地域密着型介護予防サービスの今後の見込み量

		サービス見込み量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	13回	13回	14回
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	13人	14人	15人

○ 介護予防福祉用具支給の今後の見込み量

		サービス見込み量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防福祉用具支給	(人/年)	165 人	182 人	200 人

○ 介護予防住宅改修の今後の見込み量

		サービス見込み量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修	(人/年)	238 人	262 人	288 人

**(2) 介護給付の事業量**

○ 介護給付サービスの今後の見込み量

		サービス見込み量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	(回/年)	337,867 回	353,888 回	368,619 回
訪問入浴介護	(回/年)	16,997 回	17,715 回	18,397 回
訪問看護	(回/年)	29,123 回	30,470 回	31,702 回
訪問リハビリテーション	(日/年)	7,817 日	8,183 日	8,515 日
居宅療養管理指導	(人/年)	15,910 人	17,501 人	19,251 人
通所介護	(回/年)	150,778 回	158,166 回	164,877 回
通所リハビリテーション	(回/年)	68,529 回	71,899 回	74,934 回
短期入所生活介護	(日/年)	61,997 日	64,881 日	67,502 日
短期入所療養介護	(日/年)	20,001 日	20,924 日	21,751 日
特定施設入居者生活介護	(人/年)	4,164 人	4,524 人	4,884 人
福祉用具貸与	(人/年)	20,006 人	20,958 人	21,814 人
居宅介護支援	(人/年)	40,005 人	41,969 人	43,758 人

○ 地域密着型サービスの今後の見込み量

	サービス見込み量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護 (人/年)	243 人	276 人	287 人
認知症対応型通所介護 (回/年)	3,806 回	3,970 回	4,124 回
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	374 人	449 人	535 人
認知症対応型共同生活介護 (人/年)	1,584 人	1,800 人	2,016 人
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/年)	12 人	12 人	12 人

○ 福祉用具支給の今後の見込み量

	サービス見込み量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具支給 (人/年)	875 人	963 人	1,060 人

○ 住宅改修の今後の見込み量

	サービス見込み量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修 (人/年)	564 人	620 人	682 人

**(3) 施設サービスの事業量**

○ 介護保険施設サービスの今後の見込み量

	サービス見込み量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設 (人/年)	7,620 人	7,800 人	7,980 人
介護老人保健施設 (人/年)	5,400 人	5,544 人	5,664 人
介護療養型医療施設 (人/年)	1,092 人	1,092 人	1,092 人

## 4 介護保険給付費の見込みと保険料

平成18年度から20年度の実績や、今後の高齢者数などの推計値をもとに、介護給付費や地域支援事業費、介護保険第1号被保険者の保険料を見込みました。

### (1) 各年度の介護予防サービス費の見込み

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス	357,879	389,097	420,561
① 介護予防訪問介護	108,227	113,310	118,493
② 介護予防訪問入浴介護	227	235	252
③ 介護予防訪問看護	3,502	3,663	3,824
④ 介護予防訪問リハビリテーション	744	776	813
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	6,269	6,896	7,585
⑥ 介護予防通所介護	97,176	101,670	106,215
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	30,652	32,075	33,474
⑧ 介護予防短期入所生活介護	4,039	4,225	4,407
⑨ 介護予防短期入所療養介護	369	385	402
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	97,651	116,193	134,735
⑪ 介護予防福祉用具貸与	4,793	5,016	5,243
⑫ 特定介護予防福祉用具支給	4,230	4,653	5,118
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,423	3,829	4,363
① 介護予防認知症対応型通所介護	712	712	778
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	2,711	3,117	3,585
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 住宅改修	30,594	33,654	33,654
(4) 介護予防支援	45,221	47,349	49,540
予防給付費計	437,111	473,922	508,110

## (2) 各年度の介護給付費の見込み

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス	<b>4,944,982</b>	<b>5,208,324</b>	<b>5,456,629</b>
① 訪問介護	1,383,075	1,447,711	1,507,216
② 訪問入浴介護	192,572	200,709	208,439
③ 訪問看護	193,757	202,712	210,875
④ 訪問リハビリテーション	35,830	37,510	39,031
⑤ 居宅療養管理指導	109,065	112,337	115,707
⑥ 通所介護	971,405	1,018,445	1,061,094
⑦ 通所リハビリテーション	362,984	380,570	396,394
⑧ 短期入所生活介護	417,687	436,891	454,426
⑨ 短期入所療養介護	131,426	137,432	142,844
⑩ 特定施設入居者生活介護	817,548	887,668	958,670
⑪ 福祉用具貸与	302,692	316,704	329,334
⑫ 特定福祉用具支給	26,941	29,635	32,599
(2) 地域密着型サービス	<b>511,957</b>	<b>584,636</b>	<b>659,265</b>
① 夜間対応型訪問介護	14,767	16,924	17,527
② 認知症対応型通所介護	39,492	41,194	42,790
③ 小規模多機能型居宅介護	57,782	72,228	90,284
④ 認知症対応型共同生活介護	397,236	451,610	505,984
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	2,680	2,680	2,680
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
(3) 住宅改修	<b>66,753</b>	<b>73,428</b>	<b>80,771</b>
(4) 居宅介護支援	<b>484,508</b>	<b>508,009</b>	<b>529,400</b>
(5) 介護保険施設サービス	<b>3,663,375</b>	<b>3,747,326</b>	<b>3,824,351</b>
① 介護老人福祉施設	1,911,212	1,956,774	2,002,205
② 介護老人保健施設	1,385,193	1,423,582	1,455,176
③ 介護療養型医療施設	366,970	366,970	366,970
介護給付費計	<b>9,671,565</b>	<b>10,121,713</b>	<b>10,550,403</b>

### (3) 地域支援事業費用額の見込み

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 介護予防事業 (※1)	176,957	208,004	223,240
2 包括的支援事業 (※2)	124,356	123,054	123,054
3 任意事業 (※3)	3,912	3,912	3,912
合 計	305,225	334,970	350,206

※1 要支援、要介護状態になるのを予防するための介護予防教室などの実施にかかる事業費

※2 地域包括支援センター等の運営に関する事業費

※3 介護家族教室や成年後見制度利用支援等の事業費

### (4) 介護保険第1号被保険者の保険料

#### ア 給付費の推計

##### ○ 標準給付費

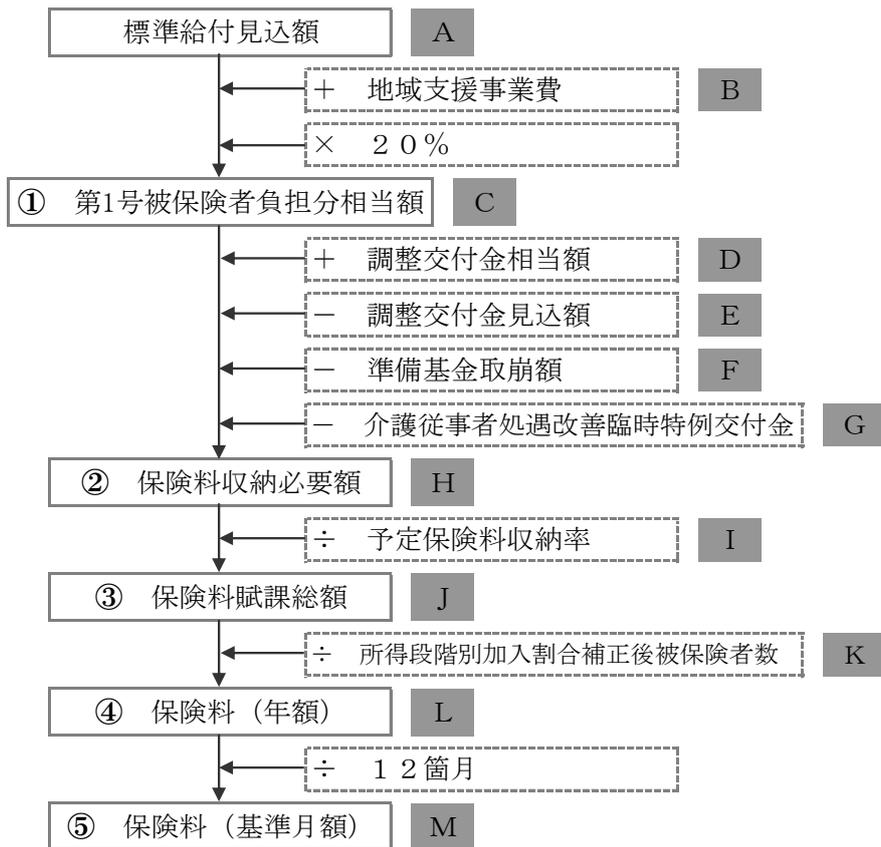
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	10,108,674,304 円	10,595,633,947 円	11,058,511,940 円	31,762,820,191 円
特定入所者介護サービス費等給付額	350,000,000 円	367,000,000 円	386,000,000 円	1,103,000,000 円
高額介護サービス費等給付額	180,000,000 円	203,000,000 円	229,000,000 円	612,000,000 円
審査支払手数料	12,350,000 円	12,675,000 円	13,000,000 円	38,025,000 円
標準給付費見込額 (A)	10,651,024,304 円	11,178,308,947 円	11,686,511,940 円	33,515,845,191 円

##### ○ 地域支援事業費

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
地域支援事業費 (B)	305,224,629 円	334,969,018 円	350,205,358 円	990,399,005 円

#### イ 保険料の算出 (①～⑤は次ページの図と対応しています)

- ① 標準給付見込額に地域支援事業費を加えた額から20%の第1号被保険者負担分相当額を算出する。
- ② この額に国の調整交付金相当額を加えて、調整交付金見込み額と準備基金取崩額を引き、さらに介護従事者処遇改善臨時特例交付金を引いて、保険料収納必要額を算出する。
- ③ 保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、保険料賦課総額を算出する。
- ④ 保険料賦課総額を、所得段階を考慮して補正した被保険者数で割り、保険料(年額)を算出する。
- ⑤ この額を12か月で割ることにより保険料(基準月額)を算出する。



※ 図のAからMは、次の表に対応しています。

	3年間の総額
標準給付費見込額 (A)	33,515,845,191 円
地域支援事業費 (B)	990,399,005 円
第1号被保険者負担分相当額 (C = (A + B) × 20%)	6,901,248,839 円
調整交付金相当額 (D)	1,675,792,260 円
調整交付金見込額 (E)	992,069,000 円
準備基金取崩額 (F)	553,900,000 円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 (G)	102,006,951 円
保険料収納必要額 (H = C + D - E - F - G)	6,929,065,148 円
予定保険料収納率 (I)	98.0 %
保険料賦課総額 (J = H ÷ I)	7,070,474,641 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K)	153,441 人
保険料 (年額) (L = J ÷ K)	46,080 円
保険料 (月額) (M = L ÷ 12月)	3,840 円

○ 第4期介護保険料

			平成21年度～23年度			
			段階	基準額 割合	月額	年額
生活保護受給者・世帯非課税の老齢福祉年金受給者			第1段階	0.40	1,536円	18,432円
本人が市町村民税 非課税	同じ世帯に いる人全員 が市町村民 税非課税	本人の課税年金収入+合計 所得金額が80万円以下	第2段階	0.45	1,728円	20,736円
		第2段階に該当しない者	第3段階	0.65	2,496円	29,952円
	同じ世帯に 市町村民 税課税者 がいる	本人の課税年金収入+合計 所得金額が80万円以下	第4段階	0.95	3,648円	43,776円
		第4段階に該当しない者	第5段階 (基準額)	1.00	3,840円	46,080円
本人が市町村民税 課税	本人の合計所得金額が150万円未満		第6段階	1.15	4,416円	52,992円
	本人の合計所得金額が 150万円～200万円未満		第7段階	1.25	4,800円	57,600円
	本人の合計所得金額が 200万円～300万円未満		第8段階	1.35	5,184円	62,208円
	本人の合計所得金額が 300万円～500万円未満		第9段階	1.60	6,144円	73,728円
	本人の合計所得金額が 500万円～700万円未満		第10段階	1.70	6,528円	78,336円
	本人の合計所得金額が 700万円～1,000万円未満		第11段階	2.00	7,680円	92,160円
	本人の合計所得金額が 1,000万円～1,500万円未満		第12段階	2.25	8,640円	103,680円
	本人の合計所得金額が1,500万円以上		第13段階	2.45	9,408円	112,896円

# 計画策定のための体制と進行管理

## 1 計画策定のための体制

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、平成19年11月に公募の市民、保健・医療・福祉関係者及び学識経験者で構成される「鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会」を設置し、7回にわたり計画の内容について意見や提言をいただきながら検討を進め、その後神奈川県との協議を経て計画を策定しました。

### 鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会の開催状況

第1回 平成19年11月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「鎌倉市高齢者保健福祉計画」の概要について</li><li>● 鎌倉市高齢者保健福祉計画平成18年度進捗状況について</li><li>● 計画改訂に向けたアンケート調査について</li></ul>
第2回 平成20年3月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画改訂に向けたスケジュールなど今後の取り組みについて</li><li>● 計画改訂に向けたアンケート調査の中間集計結果について</li></ul>
第3回 平成20年5月31日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画改訂に向けたアンケート集計結果について</li><li>● 次期計画の重点テーマについて</li><li>● 鎌倉市高齢者保健福祉計画平成19年度進捗状況報告について</li></ul>
第4回 平成20年7月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期計画の骨子と重点テーマについて</li><li>● 第5回推進委員会開催までのスケジュールについて</li></ul>
第5回 平成20年10月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 鎌倉市高齢者保健福祉計画平成19年度進捗状況報告書について</li><li>● 次期鎌倉市高齢者保健福祉計画の素案の作成について</li></ul>
第6回 平成20年12月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期計画の素案とパブリックコメントの実施について</li><li>● 第4期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料について</li></ul>
第7回 平成21年2月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期鎌倉市高齢者保健福祉計画（案）の作成について</li></ul>

鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員名簿

平成21年2月28日 現在（敬称略）

氏 名	選出区分
安藤 英男	社会福祉法人 湘南育成園（理 事）
石川 善洋	鎌倉市民生委員児童委員協議会（副会長）
岩出 はつえ	鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会
◎ 太田 貞司	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
大西 久子	大西会計事務所
小川 研一	社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会（常務理事）
○ 奥山 則子	東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授
木場 貞雅	かまくらりんどうの会（代 表）
小宮 万理子	公募市民委員
佐間田 文雄	特別養護老人ホーム 七里ガ浜ホーム（施設長）
鈴木 國雄	鎌倉市自治町内会総連合会
樽井 彰子	特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構（理事長）
鶴岡 明	鎌倉市歯科医師会（専務理事）
長津 雅則	鎌倉市薬剤師会（副会長）
羽鳥 光男	鎌倉市老人クラブ連合会（総務部副部長）
村田 静枝	公募市民委員
山口 泰	鎌倉市医師会（地域保健担当理事）
山田 正	公募市民委員
渡部 俊子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所（保健福祉課長）

◎委員長 ○副委員長

## 2 計画の進行管理

平成21年度に改めて「鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会」を設置・開催し、高齢者保健福祉計画に示された事業等の各年度における進行管理を行っていきます。

## 用語集（五十音順）

- **NPO**

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non-profit organization)」の略。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

- **NPO法人**

特定非営利活動促進法（NPO法）に規定された、保健・医療・福祉、又は社会教育の推進等に該当する活動を行うために設立された非営利の法人。

- **介護保険第1号被保険者**

市内に住所を有する65歳以上の人をいう。ただし、被保険者が介護保険施設等（特例施設）に入所するため住所を変更した場合は、変更前の市区町村の被保険者となる（住所地特例）

- **介護保険第2号被保険者**

市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。

- **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

- **介護老人保健施設**

病状安定期にあり、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下で介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話をを行い、自宅への復帰を目指す施設。

- **介護予防ケアマネジメント**

予防給付のケアマネジメントと地域支援事業における介護予防ケアマネジメント事業を指す。市区町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が連携して対応する。特定高齢者を対象に要支援状態等となることの防止及び要支援認定者を対象に要介護状態への悪化防止を一体的に行う。

- **介護予防支援**

地域包括支援センターが、居宅の要支援者が介護予防サービスの適切な利用ができるよう、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

- **居宅介護支援事業者**

利用者の意向を踏まえてケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者。

- **ケアプラン（居宅サービス計画）**

要介護認定者の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、課題、目標、サービスの内容について決められるもの。

- **ケアマネジメント**

要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。介護保険制度で位置付けられている。

- **ケアマネジャー（介護支援専門員）**

ケアマネジメントの機能を担うために厚生省令で定められた専門家のことで、要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、支給限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービス利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

- **コーホート要因法**

年齢別の人口の加齢にともなって生じる経年の変化を、人口の増減を決定する出生、死亡、社会移動（転入、転出）ごとに個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。

- **在宅介護支援センター**

在宅の寝たきり、認知症、一人暮らし、虚弱等の高齢者やその家族に対し、ニーズに対応した各種の保健・医療・福祉のサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整等を行い、地域の高齢者やその家族が安心して暮らせるよう相談に応じる機関。

- **社会福祉協議会**

社会福祉法に基づいて、全国・都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人。地域で福祉活動を行う住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関など様々な団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う機関。

- **若年性認知症**

若年性認知症とは、65歳以下で発症する認知症で、40歳代、50歳代の若い人にも発症する。年齢が若いので、うつ病などと誤診されたり、職場では怠けていると誤解されることも多く、受診までに時間がかかり、早期治療に結びつかない人が多い。一家の大黒柱で、経済的な面を支えている人も多く社会的な支援、経済的な支援など、きめ細かい配慮が必要になる。

- **小規模多機能型居宅介護**

「通い」を中心として、要介護者の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅での生活を支援する。

- **シルバー人材センター**

「生きがい就労」の理念から出発したもので、定年退職等で長期の就職は望まないが、長年の経験と能力をいかして働く意欲を持つ高齢者が集まり、会員として登録し、県や市、民間事業所、家庭などから高齢者に相応しい仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事をするにより、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している公益法人。

- **生活機能評価**

65歳以上の高齢者（介護認定を受けている人を除く）を対象として、身体の虚弱や低栄養といった加齢にともなう生活機能の低下をいち早く発見するための検診。受診した結果「生活機能の低下あり」と判定された人には、生活機能を改善するため、介護予防教室への参加を勧めている。

- **地域支援事業**

介護保険法に規定されていて、被保険者（介護保険第1号被保険者に限る）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く）。市区町村が責任主体となり実施する。

- **地域密着型サービス**

介護保険制度において、制度見直しにより平成 18 年 4 月から新たに創設されたサービス。利用者は、原則として当該市区町村の被保険者に限られ、サービス事業者の指定権限は、保険者（市区町村）が有している。

- **地域密着型特定施設入居者生活介護**

入居定員 29 人以下の介護専用型の有料老人ホームで、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

- **地区社会福祉協議会**

住民にとってもっとも身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。自治会・町内会や民生委員児童委員協議会を中心に、地域の諸団体や関係機関などの様々な組織、団体、個人などで構成されている。

- **特定高齢者**

介護認定を受けるほどではないが、生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者で、介護予防の取り組みが必要であると選定された人。選定の基準は、介護予防のための「基本チェックリスト」で、一定の項目に該当し、なおかつ健康診査時に実施される生活機能評価で、介護予防教室への参加が医療的見地から見て支障がないと判定された高齢者。

- **認知症対応型共同生活介護**

認知症の要介護者について、その共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

- **民生委員児童委員**

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された人が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は、民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員児童委員」という呼び方が正式である。

## ● メタボリックシンドローム

腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に、高血糖、高血圧、脂質異常を複数併せ持つ状態をいう。

また、この該当者及び予備軍を減少させるため、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう、さまざまな働きかけやアドバイスを行うことを「特定保健指導」といい、特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものを「特定健康診査」という。

## ● 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報によりホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

## ● 老人クラブ

老人クラブは、戦後間もない昭和 25 年頃に高齢者自らが集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、各地に誕生し全国に広がりました。

また、昭和 38 年に制定された老人福祉法や平成 6 年の新ゴールドプラン等に高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけがされています。

会員は、概ね 60 歳以上、全国組織で単位クラブ数約 12 万クラブ、会員は 780 万人になっています。高齢者が生きがいと健康づくりのために、老人クラブの仲間作りを基礎に相互に支え合い、楽しいクラブづくり、社会貢献するクラブづくりに励んでいます。

鎌倉市老人クラブ連合会(通称:みらいふる鎌倉)は、平成 20 年 6 月 1 日現在、81 クラブ、会員は 3,887 人です。

## 鎌倉市高齢者保健福祉計画

平成 21 年 3 月

鎌倉市健康福祉部 福祉政策課  
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

T E L 0467-23-3000 内線 2561

F A X 0467-23-7505

E-mail:fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fukushi/top.html>